



令和２年度 高松市外部評価対象事業資料

○８月２５日（火） ９：３０～１１：３０

評価対象事業

- １ 花いっぱい推進事業
- ２ 高齢者等交通安全啓発推進事業
- ３ 非行防止活動事業
- ４ 少年教育推進事業

○８月２６日（水） １４：００～１６：００

評価対象事業

- ５ 観光イベント振興事業
- ６ 再生可能エネルギー普及促進事業

総合計画体系	まちづくりの目標	安全で安心して暮らし続けられるまち	評価担当	局名	都市整備局
	政策	豊かな暮らしを支える生活環境の向上		課(室)名	公園緑地課
	施策	みどりの保全・創造		電話番号	087-839-2494
	基本事業	市民参加による緑の普及・啓発		事業実施主体	市
	事務事業	花いっぱい推進事業		事業期間	平成 28年度～令和 5年度

【事業全体概要】

事業の概要	高松市緑の基本計画の基本理念である「みどりあふれる人と環境にやさしい安全で住みよいまち高松」の実現に向け、快適な生活環境や潤いと安らぎのあるまちづくりを推進するため、花壇づくりやフラワーフェスティバルの開催を行う。				
	2年度概要 花壇管理 フラワーフェスティバル 花壇肥料等				
重点取組事業		市長マニフェスト		関連根拠法令	

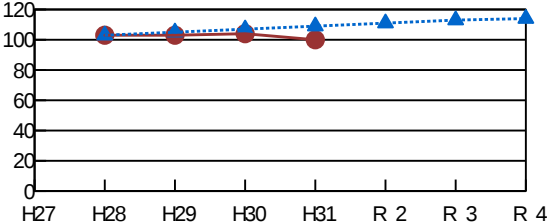
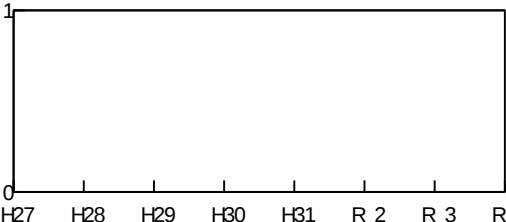
【事業の目的】

対象（何を）	高松市民
意図（どのような状態にしたいか）	快適な生活環境と潤いと安らぎのあるまちづくりを推進する。

【事業の活動】

活動指標名（具体的にどのような活動をしたか）	単位	H29	H30	H31	R 2	中期目標 R 2
花壇草花植付面積	m ²	1,972	2,012	1,849	2,027	2,027

【事業の成果】

成果指標	成果指標名（どのような成果が得られたか）	単位	種別	H29	H30	H31	R 2	中期目標 R 2
	ボランティア管理花壇箇所数	箇所	目標値	105	107	109	111	111
			実績値	103	104	100		
成果指標の達成度（目標に対してどれだけ達成できたか）	コミュニティセンター等やフラワーサークル高松会員による地域花壇設置を推進している。 。（目標達成度） 						(達成度) 91.7%	32点
成果指標	成果指標名（どのような成果が得られたか）	単位	種別	H29	H30	H31	R 2	中期目標 R 2
			目標値					
			実績値					
成果指標の達成度（目標に対してどれだけ達成できたか）							(達成度)	

【コストの推移】

指標名	単位	平成 29年度（決算）	平成 30年度（決算）	平成 31年度（決算）	令和 2年度（予算）
トータルコスト	〔円〕	30,854	27,008	33,802	31,820
（事業費）	〔円〕	27,060	23,227	24,696	22,714
（職員人件費）	〔円〕	3,794	3,781	9,106	9,106

【事業内容と事業費内訳】

項目	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
事業内容	花壇管理 フラワーフェスティバル 花壇肥料等	花壇管理 フラワーフェスティバル 花壇肥料等	花壇管理 フラワーフェスティバル 花壇肥料等	
の増減理由（増減根拠等）（予算）	8,380 13,340 2,976	7,645 12,540 2,529	7,625 12,540 2,529	
総額	24,696	22,714	22,714	
特定財源				
国				
県				
市債				
他	50			
一般財源	24,646	22,714	22,714	

【評価】

評価ランク （A～D）	A	今後の方向性	一次評価	継続
			二次評価	継続
事業の目的・手法は、市民のニーズや社会情勢に照らして、妥当か。				
快適な生活環境、潤いと安らぎのある都市景観の創出に貢献している。				
上位施策目標及び住民福祉の向上に貢献しているか。				
高松市緑の基本計画の理念である「みどりあふれる人と環境にやさしい安全で住みよいまち高松」の実現に大きく貢献している。				
費用対効果はどうだったか。				
草花の植付はボランティア団体フラワーサークル高松の拡充やコミュニティ協議会等市民との協働のまちづくりに寄与するとともに、ボランティア管理により、コスト縮減が図れるなど費用対効果は高い。				
【昨年度の実施状況と課題】（評価ランクの結果に対する理由などを分析して記入）				
昨年度は、ボランティア管理の花壇箇所数の減少に伴い、草加植付面積がしたため、今後は、コスト縮減に務めながら、ボランティア花壇箇所及び植付面積の増加に向け、公園愛護会等に働きかけてまいりたい。				
【今後の事業方針】（評価ランクの結果を受けて、上記課題に向けた今後の方針を具体的に記入）				
今後も、地域と協議・調整を行い、花いっぱいのもちづくりへの賛同を頂きながら、公園や道路、商店街等の街角におけるボランティア管理花壇の増設を図っていく。				

総合計画体系	まちづくりの目標	安全で安心して暮らし続けられるまち	評価担当	局名	市民政策局
	政策	安全で安心して暮らせる社会環境の形成		課(室)名	くらし安全安心課
	施策	交通安全対策の充実		電話番号	087-839-2555
	基本事業	交通安全教育・啓発の推進		事業実施主体	市
	事務事業	高齢者等交通安全啓発推進事業		事業期間	平成 28年度～令和 5年度

【事業全体概要】

事業の概要	高齢者に、加齢による身体能力の低下の自覚と危険予測の考え方を身に付けてもらえるよう、参加体験型の交通安全教育の普及に努めるとともに、高齢者の自主的な運転免許証返納の促進策として、ＩＣカード乗車券を交付することにより、高齢者が関係する交通事故の減少を図る。				
	高齢者運転免許証返納促進事業 シニアイルカカード、ＪＲイコカカード（１万円×１，５００件）など 高齢者交通安全教室、交通安全高齢者自転車大会等の開催 交通安全フェア開催その他				
重点取組事業	特別重点	市長マニフェスト	2-	関連根拠法令	交通安全対策基本法、高松市交通安全計画 など

【事業の目的】

対象（何を）	高松市の高齢者（６５歳以上）
意図（どのような状態にしたいか）	運転免許証の自主返納により、高齢者が当事者となる交通事故が減少する。 体験型の交通教室の実施により、高齢者自身が加齢による身体能力の低下を自覚し、危険予測の考え方の普及や交通安全知識の向上が図られる。

【事業の活動】

活動指標名（具体的にどのような活動をしたか）	単位	H29	H30	H31	R 2	中期目標 R 2
高齢者交通安全教室等の開催数	回	1,191	1,196	1,569	1,520	1,520

【事業の成果】

成果指標	成果指標名（どのような成果が得られたか）	単位	種別	H29	H30	H31	R 2	中期目標 R 2
	65歳以上の運転免許証自主返納者数	人	目標値			1,380	1,380	2,600
			実績値			2,109		
成果指標	成果指標の達成度（目標に対してどれだけ達成できたか） 返納者数は順調に増加したため、目標値を上回る返納者数となった。	(目標達成度) (達成度) 152.8% 35点						
成果指標	成果指標名（どのような成果が得られたか）	単位	種別	H29	H30	H31	R 2	中期目標 R 2
	高齢者交通安全教室等参加者数	人	目標値	4,800	5,000	5,000	5,000	5,000
			実績値	4,428	4,430	4,773		
成果指標	成果指標の達成度（目標に対してどれだけ達成できたか） 目標値には若干届かなかったものの、概ね達成できた。	(目標達成度) (達成度) 95.9% 33点						

【コストの推移】

指標名	単位	平成 29年度（決算）	平成 30年度（決算）	平成 31年度（決算）	令和 2年度（予算）
トータルコスト	〔円〕	16,655	16,200	21,066	20,390
（事業費）	〔円〕	12,861	12,419	17,272	16,596
（職員人件費）	〔円〕	3,794	3,781	3,794	3,794

【事業内容と事業費内訳】

項目	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
事業内容	高齢者運転免許証返納促進事業 シニアイルカカード、ＪＲイ コカカード（１万円×１，５ ０件）など 高齢者交通安全教室、交通安全 高齢者自転車大会等の開催 交通安全フェア開催その他	高齢者運転免許証返納促進事業 シニアイルカカード、ＪＲイ コカカード（１万円×１，５ ０件）など 高齢者交通安全教室、交通安全 高齢者自転車大会等の開催 交通安全フェア開催その他	高齢者運転免許証返納促進事業 シニアイルカカード、ＪＲイ コカカード（１万円×１，５ ０件）など 高齢者交通安全教室、交通安全 高齢者自転車大会等の開催 交通安全フェア開催その他	高齢者運転免許証返納促進事業 シニアイルカカード、ＪＲイ コカカード（１万円×１，５ ０件）など 高齢者交通安全教室、交通安全 高齢者自転車大会等の開催 交通安全フェア開催その他
積算 根拠等 （予算 の増減理由）	１５，７５６千円 ２８２千円 １，２３４千円	１５，０５６千円 ２８３千円 １，２５７千円	１５，０５６千円 ２８３千円 １，２５７千円	１５，０５６千円 ２８３千円 １，２５７千円
総額	17,272	16,596	16,596	16,596
特定財源				
国				
県				
市債				
他				
一般財源	17,272	16,596	16,596	16,596

【評価】

評価ランク （Ａ～Ｄ）	A	今後の方向性	一次評価	改善継続
			二次評価	改善継続

事業の目的・手法は、市民のニーズや社会情勢に照らして、妥当か。

市長マニフェスト
県や県警、関係団体等と連携して、全国でワースト上位にある人口当たりの交通事故件数や死者数の減少を図る。

上位施策目標及び住民福祉の向上に貢献しているか。

６５歳以上の高齢者が関係する交通事故は、全体のおよそ３分の１を占めており、その交通安全対策の推進は、市域全体の交通事故防止にも貢献できる。また、県や警察、老人クラブや交通安全母の会といった地域団体と連携して、事業を進めることで、内容や機会の充実が図られ、参加者のすそ野を広げる効果が期待できる。

費用対効果はどうだったか。

現在は、高齢者の交通安全対策は拡充期であることから、事務事業の効率化によりコスト縮減を図っている。

【昨年度の実施状況と課題】（評価ランクの結果に対する理由などを分析して記入）

高齢者向けの各種啓発事業は順調に進展しているが、交通安全の啓発対象となりにくい大学生や成人の自転車乗用マナーの苦情などが寄せられている現状を踏まえ、より効果的な啓発方法を検討する必要がある。
また、運転免許証返納促進事業について、より費用対効果が上がるような制度見直しを検討する必要がある。

【今後の事業方針】（評価ランクの結果を受けて、上記課題に向けた今後の方針を具体的に記入）

更なる高齢者の運転免許証の自主返納を促すため、効果的な周知啓発に努めるほか、民間企業との連携を図り、高齢者以外の世代を対象とした自転車に関するセミナーを開催するなど啓発活動を拡充する。



花いっぱい推進事業

フラワーフェスティバル

高松市 都市整備局 公園緑地課

1 事業の概要について

(1) 事業概要

フラワーフェスティバルは、昭和61年の財団法人高松市花と緑の協会（以下、「協会」と表示。）の設立に伴い創設した、**花いっぱい推進事業の普及・啓発活動イベント**として、平成2年から、中央公園で、例年5月3・4日の2日間（開催日指定）開催しており、同14年からは、交通安全フェアとの共同開催となり、昨年度で30回目の開催を迎え、「高松春のまつり」として、市民の皆様に親しまれている。

(2) 実施体制

平成2年度の初回開催時から、フラワーフェスティバル実行委員会は、協会が事務局として実施していたが、同24年度末の協会の解散に伴い、**同25年度からは、本市が事業を引き継ぎ、事務局となり実施している。**

(3) 企画・運営

企画・運営は、**コンペ方式で運營業者を決定して委託**し、花の装飾については、**石の広場は、高松市公設花き地方卸売市場に、こかげ広場は、香川県造園事業協同組合に委託**している。

2 事業の課題について

- イベント内容のマンネリ化
※開催場所、予算上の制約。
- 来場者数の伸び悩み
※レジャー・娯楽の多様化、G.W期間中の他の類似イベントとの競合。
- 「新しい生活様式」に対応したイベントの在り方
※十分な間隔(2m程度)の確保、密集・密接の回避、外出自粛の気運。

3 これまでの取組みについて

- 平成25年度公開事業評価の判定結果を受けた取組み
 - ・花壇の量や品質を確保する中で、経費の節減に取り組んだ。
※平成28年度は、サミット大臣会合会場の草花プランターを活用。
(令和26年度:13,650千円 ⇒ 平成28年度:12,000千円)
 - ・来場者の動線を考慮した花壇設営やブーステントの配置を見直した。
- 事業内容の見直し、新たな試み等による取組み
 - ・フラワーアレンジメント ⇒ 花育 ⇒ 花と緑のワークショップ教室
 - ・子やぎふれあいコーナー（H26） ⇒ 動物愛護コーナー（H27～H30）
 - ・特設花壇の配置変更、ゆるキャラ ⇒ 会場全体を使ったイベント

2

4 質問項目に対する回答について

- (1) 本事業の目的が明確に分かる資料
- ア 【花いっぱいにすることで得られる効果】**
定量的な指標による効果を立証することは、困難であるが、市民の皆様に、花を通じた心の潤いややすらぎを提供し、気分をリフレッシュし心を和ませる等の定性的な効果が挙げられる。
- イ 【各コミュニティセンターへの花の配布との関連】**
フラワーフェスティバルにおいて購入した花は、装飾用花壇として公開した後に、学校花壇コンクール参加者に配布しており、各コミュニティセンターには、別途、地区花壇用の草花の苗、肥料及び農薬を配布している。
- ウ 【本事業を実施している目的】**
都市緑地法第4条に基づく、「緑の基本計画」による緑豊かなまちづくりを総合的・計画的に進める施策の一つとして、緑化意識の向上と花と緑いっぱいのまちづくりの普及啓発を目的としている。
- (2) 市の財源で実施しなければならない理由
平成24年度までは、本市と協会の双方が負担金を支出していたが、協会の解散後に、残余財産(5億円余り)が本市に寄附されたことから、本市の財源で負担金を支出している。

3

4 質問項目に対する回答について

また、本市負担金以外の財源として、特設花壇寄付金、ガーデニング参加料等、その他の収入も充てている。（下表参照。）

ア 【人を集めることが重荷になっているのではないか】

集客を主目的とした事業ではないが、先に述べたとおり、**来場者数の伸び悩みは、事業の課題の一つ**である。

イ 【各地区で実施できないか】

各地区での事業の**受け皿となる組織の有無**と分散化することで、現在の中央公園一カ所での開催による**スケールメリットが失われる**ことが課題となる。

（３） 費用対効果について

先にも述べたとおり、定量的な指標による効果を立証することは、困難であるが、**心の潤いややすらぎを提供し、気分をリフレッシュし心を和ませる等の定性的な効果**を挙げている。

	令和元年度予算額				(千円)
	本市負担金	特設花壇寄付金	ガーデニング参加料等	計	
金 額 (千 円)	13,340	790	219	14,349	

交通安全フェア

高松市市民政策局 くらし安全安心課

2-1

1. 事業の概要について

(1) 目的

本市を取り巻く道路交通環境は、道路環境の急速な変化や、生活様式の変化に伴い、ますます厳しいものとなりつつあり、市内では交通事故が多発し、交通ルール無視や交通マナーに対する認識の甘さが指摘されていることから、交通事故のない

「笑顔あふれる人にやさしい交通安全都市・高松」を目指し、交通安全対策の推進を図っている。その一環として、多くの市民に交通安全に関する各種イベントに参加していただき、様々な体験を通じて、楽しく交通安全への理解を深めてもらうことを目的としている。

- (2) 主催 高松市交通安全都市推進協議会
主管 高松市

(3) 予算額

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	令和元年度	内 容
金 額 (千円)	1,254	1,254	1,234	1,234	1,234	業者委託料

(4) 企画・運営

フラワーフェスティバルと共同して、コンペ方式で運営業者を決定し、委託している。
また、香川県警、JR四国、高松市交通安全母の会連絡協議会等の15団体に参加協力をいただき、各団体により白バイ・パトカーの展示、ミニ列車の運行、バザーコーナー等が出展されている。

年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
参加人数	36,000人	30,000人	31,000人	29,000人	27,000人

2-2

2. 高松市の交通事故発生状況

		件数	死者数		人口10万人当たりの死者数			
				うち高齢者		(順位)	うち高齢者	(順位)
H 27 年	全 国	536,899	4,117		3.24		6.81	
	香川県	7,823	52	33	5.30	(7)	11.54	(9)
	高松市	3,572	21	12	4.99		11.18	
H 28 年	全 国	499,201	3,904		3.07		6.39	
	香川県	6,790	61	40	6.25	(3)	13.97	(3)
	高松市	3,217	18	13	4.28		11.89	
H 29 年	全 国	472,165	3,694		2.91		5.84	
	香川県	6,126	48	28	4.94	(5)	9.43	(8)
	高松市	2,996	13	5	3.09		4.48	
H 30 年	全 国	430,601	3,532		2.79		5.59	
	香川県	5,168	44	28	4.55	(6)	9.30	(9)
	高松市	2,569	14	8	3.33		7.05	
R 元 年	全 国	381,237	3,215		2.54		5.01	
	香川県	4,537	47	24	4.89	(3)	7.89	(8)
	高松市	2,477	15	8	3.57		6.95	

※令和2年7月末現在 人口10万人当たりの死者数：香川県3.56人 全国ワースト1位

2-3

3. 交通安全フェア イベント・出店内容 (2019年度)



番号	内 容	参加団体
①	自動車アセスメントの紹介	自動車事故対策機構
②	1日マイカー行政相談所	四国運輸局香川運輸支局
③	交通安全風船配布	香川県トラック協会等
④	交通安全パネル展示等	日本損害保険協会四国支部 香川県損害保険代理業協会
⑤	マイカー点検教室	香川県自動車整備振興会
⑥	ミニ列車運行 踏切安全通行PR	JR四国
⑦	ロバイノボカー展示等	香川県警本部 日本道路交通情報センター
⑧	交通安全教育事業	香川県交通安全協会
⑨	子ども安全運転免許証 シートベルト効果体験 飲酒状態体験ゴーグル等	JAF
⑩	タクシー車両の展示	高松タクシー協会
⑪	救助工作車・ 高規格救急車等の展示	高松市消防局
⑫	リサイクル自転車販売	高松市自転車リサイクル推進協会
⑬	自転車の安全点検と診断	高松市自転車交通安全協会
⑭	バザーコーナー・ こどもコーナー	高松市交通安全母の会連絡協議会

2-4



2-5

4. 事業の課題について

- イベント内容のマンネリ化
※開催場所、予算上の制約
- 交通安全教育・普及啓発活動の効果が明確でない
※交通事故件数は減少傾向にあるものの、人口当たりの死者数は全国平均を上回っている



交通死亡事故件数が多い本市において、交通安全意識を周知・啓発していくことは重要であり、より効果的な事業の内容等を検討する必要がある

5. 今後の方向性

交通安全フェアを含め、様々な機会を捉えて、交通安全意識の向上を図る

幅広い年齢層が一堂に会する交通安全フェアはもとより、本市の様々な取り組みを継続的かつ効果的に実施するとともに、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体及び交通ボランティアの参加促進を図り、交通安全意識の裾野の拡大や促進につなげていく

先端技術の活用推進

運転者の危険認知の遅れや運転操作の誤りによる事故を未然に防止するための安全運転を支援するシステムなど、JAFや香川県警察などの様々な団体と連携しながら、先端技術を市民に紹介していく

2-6

総合計画体系	まちづくりの目標	心豊かで未来を築く人を育むまち	評価担当	局名	教育局
	政策	社会を生き抜く力を育む教育の充実		課(室)名	少年育成センター
	施策	青少年の健全育成		電話番号	087-839-2635
	基本事業	青少年健全育成の推進		事業実施主体	市
	事務事業	非行防止活動事業		事業期間	平成 28年度～令和 5年度

【事業全体概要】

事業の概要	少年非行の早期発見・早期指導等を行い、青少年健全育成・非行防止活動の推進を図る。				
	補導活動を充実させ、不良行為少年の補導人数減少に繋げる。 また、これまで市内の小学4年生を対象にして実施していた情報モラル出前授業を、今年度からはインターネット利用の低年齢化に対応するため、対象を小学3年生まで拡大して実施するとともに、保護者にも啓発用パンフレットを配布して、少年のインターネット利用に係るトラブルの未然防止を図る。				
重点取組事業		市長マニフェスト		関連根拠法令	

【事業の目的】

対象（何を）	市内の少年、高松市立小学4年生（情報モラル教育に関する事業の対象）
意図（どのような状態にしたいか）	少年非行の早期発見・早期指導等を行うことにより、少年非行の減少を図るとともに、少年のインターネット利用に係るトラブルの未然防止を図る。

【事業の活動】

活動指標名（具体的にどのような活動をしたか）	単位	H29	H30	H31	R 2	中期目標 R 2
年間延べ補導回数	回	1,696	1,567	1,523	2,161	2,161
情報モラル出前授業参加人数	人	3,044	3,273	3,195	3,352	3,352

【事業の成果】

成果指標	成果指標名（どのような成果が得られたか）	単位	種別	H29	H30	H31	R 2	中期目標 R 2
	少年人口千人当たりの補導人数	人	目標値	19.4	19.5	18.7	18.3	18.3
			実績値	8.4	5.5	5.5		
成果指標	成果指標の達成度（目標に対してどれだけ達成できたか） 学校及び関係機関・団体等との連携を密にするとともに、より効果的で温かい巡視・補導活動に努めた結果、目標を達成できた。	(目標達成度)						(達成度) 170.6%
								35点
成果指標	成果指標名（どのような成果が得られたか）	単位	種別	H29	H30	H31	R 2	中期目標 R 2
	児童の情報モラルについての理解度	%	目標値	91	92	93	94	94
			実績値	87.1	94.5	92.2		
成果指標	成果指標の達成度（目標に対してどれだけ達成できたか） 児童の実態に応じ、学校のニーズに合った内容となるよう努めた結果、目標を達成できた。	(目標達成度)						(達成度) 99.1%
								34点

【コストの推移】

指標名	単位	平成 29年度（決算）	平成 30年度（決算）	平成 31年度（決算）	令和 2年度（予算）
トータルコスト	〔円〕	50,261	49,248	46,049	44,808
（事業費）	〔円〕	27,500	26,562	23,285	22,044
（職員人件費）	〔円〕	22,761	22,686	22,764	22,764

【事業内容と事業費内訳】

項目	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
事業内容	補導活動を充実させ、不良行為少年の補導人数減少に繋げる。また、小学 4 年生を対象に情報モラル出前授業を実施するとともに、保護者にも啓発用パンフレットを配布して、少年のインターネット利用に係るトラブルの未然防止を図る。	補導活動を充実させ、不良行為少年の補導人数減少に繋げる。また、これまで市内の小学 4 年生を対象にして実施していた情報モラル出前授業を、今年度からはインターネット利用の低年齢化に対応するため、対象を小学 3 年生まで拡大して実施するとともに、保護者にも啓発用パンフレットを配布して、少年のインターネット利用に係るトラブルの未然防止を図る。	補導活動を充実させ、不良行為少年の補導人数減少に繋げる。また、これまで市内の小学 4 年生を対象にして実施していた情報モラル出前授業を、令和 2 年度からはインターネット利用の低年齢化に対応するため、対象を小学 3 年生まで拡大して実施するとともに、保護者にも啓発用パンフレットを配布して、少年のインターネット利用に係るトラブルの未然防止を図る。	補導活動を充実させ、不良行為少年の補導人数減少に繋げる。また、これまで市内の小学 4 年生を対象にして実施していた情報モラル出前授業を、令和 2 年度からはインターネット利用の低年齢化に対応するため、対象を小学 3 年生まで拡大して実施するとともに、保護者にも啓発用パンフレットを配布して、少年のインターネット利用に係るトラブルの未然防止を図る。
積算根拠等（予算の増減理由）	（単位千円） 非常勤嘱託報酬等 13,589 少年育成委員関係 2,603 事業委託・補助金 6,510 機関紙・啓発資料等 424 （情報モラル資料 89 ノーメディアチラシ 77） センター運営事務費 159	（単位千円） 会計年度任用側隠報酬等 15,003 少年育成委員関係 452 事業委託・補助金 6,268 機関紙・啓発資料等 321 （情報モラル資料 119 ノーメディアチラシ 100）	（単位千円） 会計年度任用側隠報酬等 15,003 少年育成委員関係 452 事業委託・補助金 6,268 機関紙・啓発資料等 321 （情報モラル資料 119 ノーメディアチラシ 100）	（単位千円） 会計年度任用側隠報酬等 15,003 少年育成委員関係 452 事業委託・補助金 6,268 機関紙・啓発資料等 321 （情報モラル資料 119 ノーメディアチラシ 100）
総額	23,285	22,044	22,044	22,044
特定財源				
国				
県	98	97	97	97
市債				
他				
一般財源	23,187	21,947	21,947	21,947

【評価】

評価ランク（A～D）	A	今後の方向性	一次評価	継続
			二次評価	継続

事業の目的・手法は、市民のニーズや社会情勢に照らして、妥当か。

補導活動、相談活動、環境浄化活動等は、市全体で取り組む事業であり妥当と考える。また、情報モラル教育推進に関する事業は、市立学校と連携して実施するため、市で取り組むべき事業と考える。

上位施策目標及び住民福祉の向上に貢献しているか。

少年育成センターの業務中、中心的役割を果たしている補導活動や相談活動はもとより、情報モラル教育推進に関する事業は、インターネットトラブルの当事者にならないことも目的としており、青少年の健全育成に貢献するものである。

費用対効果はどうだったか。

少年千人あたりの不良行為少年の補導人数は減少傾向にあり、効果があったものと思われるが、さらなる減少を図るため、補導活動の拡充が望まれる。また、情報モラル教育推進に関する事業は、喫緊の課題であるインターネットに関する問題に対しての取組であり、拡充が必要である。

【昨年度の実施状況と課題】（評価ランクの結果に対する理由などを分析して記入）

関係団体、各地域と連携して補導や万引き防止キャンペーンなど広報啓発の充実を図っている。今後も、関係団体、地域と連携して、地域で子どもを見守ることが重要である。また、インターネットに関しては、ネットトラブルとネット依存の問題があり、情報モラル出前授業を実施することで、インターネットに係るトラブルの未然防止を図っている。昨年度、ネット依存の問題について試行実施した。今後は、全児童生徒を対象に拡充していくことが課題である。

【今後の事業方針】（評価ランクの結果を受けて、上記課題に向けた今後の方針を具体的に記入）

関係団体、各地域と連携を図り、引き続き、地域で子どもを見守っていくとともに万引き防止など少年非行の早期防止に努める。情報モラル教育については、出前授業を実施するとともに、児童生徒自身がインターネットやゲーム機等の利用について考え、自己管理能力の育成に繋げる。

非行防止活動事業

高松市少年育成センター



非行について

非行少年



犯罪少年

罪を犯した14歳以上20歳未満の者

触法少年

刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者

ぐ犯少年

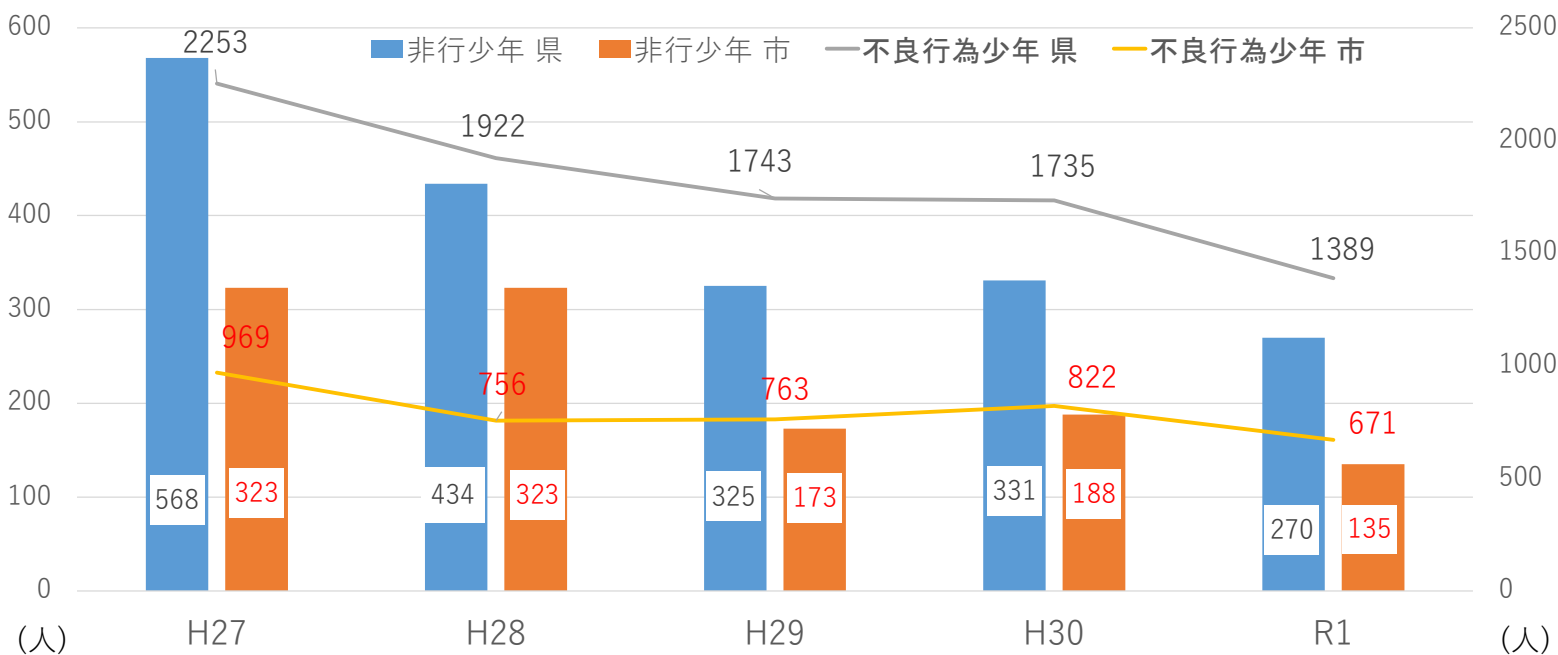
保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど一定の理由があって、その性格又は環境に照らして将来罪を犯し、又は、刑罰法令に触れる行為をするおそれのある者

不良行為少年

非行少年に該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい等自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年

非行の現状

非行少年等の検挙・補導人数の推移（香川県・高松4署合計）



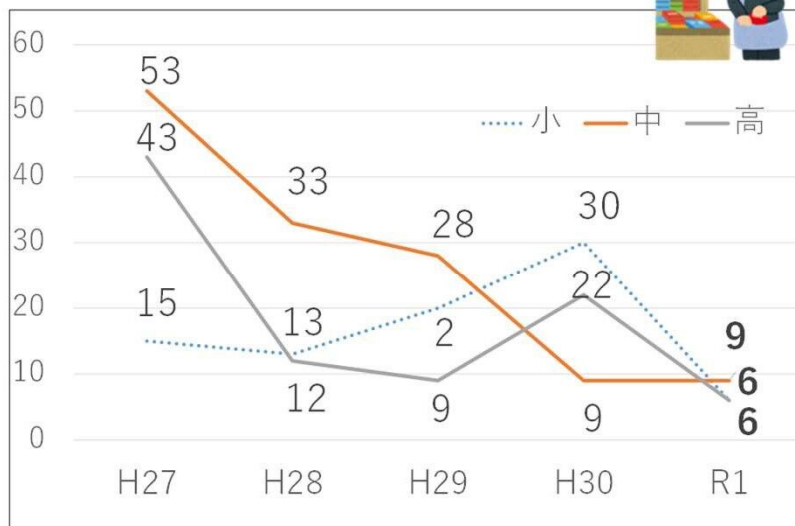
非行少年・不良行為少年の検挙・補導人数はともに減少傾向（県・市）

非行の現状

刑法犯少年の内訳(香川県R1)

	犯罪少年 (14~20歳)	触法少年 (14歳未満)
凶悪犯	6	2
粗暴犯	45	9
窃盗犯	71	33
知能犯	7	0
風俗犯	5	1
その他	29	12

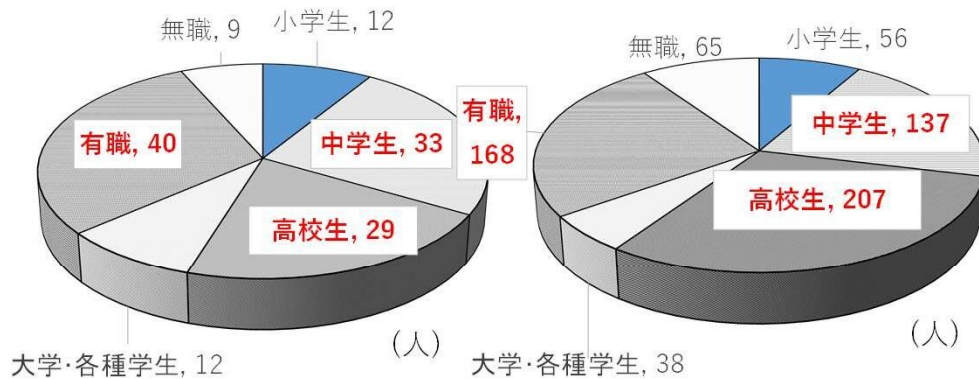
万引きの検挙・補導人数(高松4署合計)



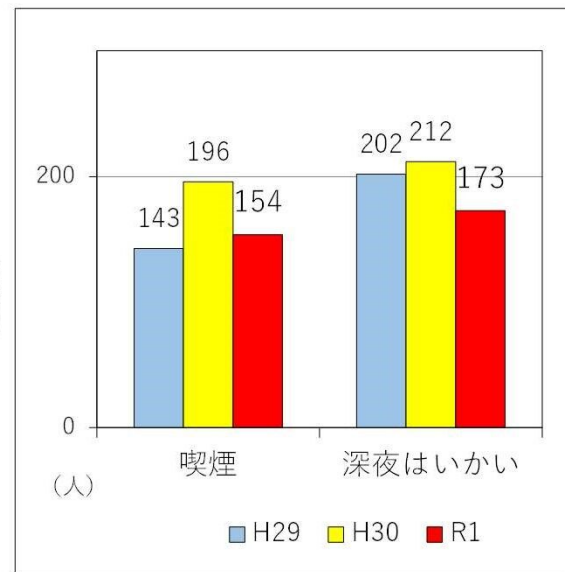
- ・ 刑法犯少年で最も多いのは「窃盗犯」（万引きが約60%を占める）
- ・ 万引きは、中・高校生では大きく減少。小学生は横ばい状態。

非行の現状

非行少年(学職別)高松4署合計 不良行為少年(学職別)高松4署合計



喫煙・深夜はいかいの推移(高松4署合計)



- 学職別では、高校生、有職少年、中学生が多い。
- 不良行為で多いのは「深夜はいかい」「喫煙」である。
- 目に見える非行は減少しているが、SNSによる犯罪被害やネットいじめ、ゲーム依存等の問題が増加している。



概要

No.	個別事業名
①	非行防止活動事業
②	少年育成委員活動
③	少年相談活動
④	ノーメディア事業
⑤	万引き防止事業
⑥	情報モラル教育推進事業
⑦	緊急指導対策事業
⑧	少年育成委員連絡協議会補助

少年育成委員活動

- ・ 構成員・・・教員、PTA、自治体、民生委員児童委員、各地区青少年健全育成団体
- ・ 身 分・・・市長から委嘱を受けた特別職の委員
- ・ 任 期・・・原則2年
- ・ 報 酬・・・月2日を上限として1日825円



- ・ 補導活動(毎月)
- ・ 少年育成委員委嘱式・研修会(6月)【188名参加】
- ・ 万引き防止・ノーメディアキャンペーン(7月)【45小学校区で381名参加】
- ・ 少年育成委員連絡協議会夏季研修会(8月)【128名参加】
- ・ 青少年健全育成市中パレード(8月)【170名参加】
- ・ 青少年健全育成作品展(11月)【応募総数502点】
- ・ 青少年健全育成市民のつどい(11月)【364名参加】



少年相談活動

相談件数の推移

相談カード
(小・中・高校生に配布)

臨時休業中の案内(HP)

	スマイル テレホン	一般電話	来所	訪問	合計
R 1	50	3	1	0	54
H30	63	6	0	0	69
H29	51	8	0	0	59
H28	56	7	0	0	63
H27	49	2	0	0	51



- ・ 年間約50~60件の相談（スマイルテレホンが90%以上）
- ・ 内容は、友人関係、家族関係、思春期に関するものが多い。
- ・ 子ども本人からの相談が約半数。
- ・ 様々な相談窓口が存在することが大切。

外部委託について

相談活動(検討済)

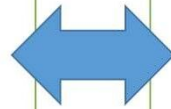


<メリット>

- ・ SNSによる相談可
- ・ 時間帯の拡大（夜間や休日）
- ・ 専門指導員の負担軽減

<デメリット>

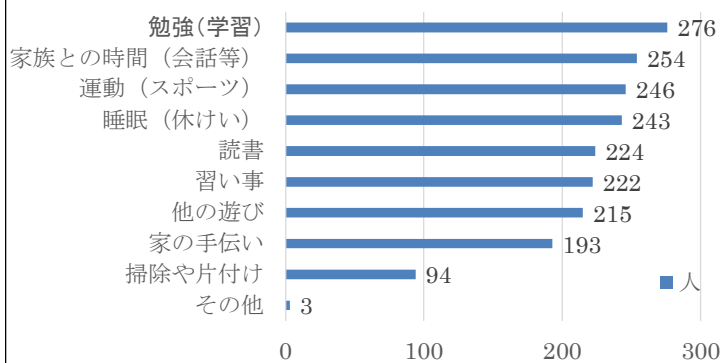
- ・ 委託料 年間約1000万円の負担増
- ・ 地域や学校の実態に即さない相談対応となる恐れ
- ・ 職員削減による他の業務への影響



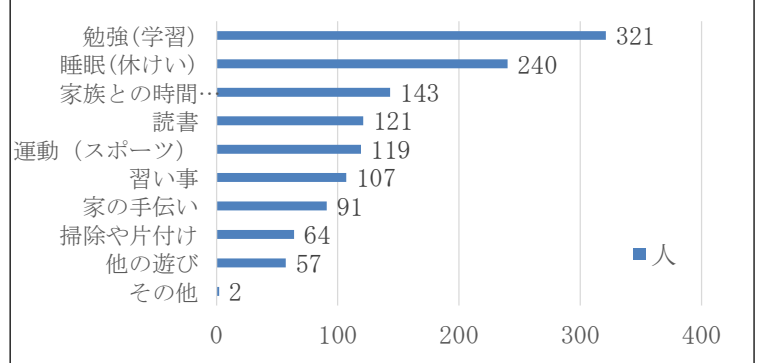
- ・ 費用や他の業務への影響等を考えると、十分な費用対効果が見込めないことから、現状で対応し、SNS等を活用した国や県の相談窓口はHP等で周知していくこととした。

ノーメディア事業

ノーメディア期間中にしたこと（小学生）



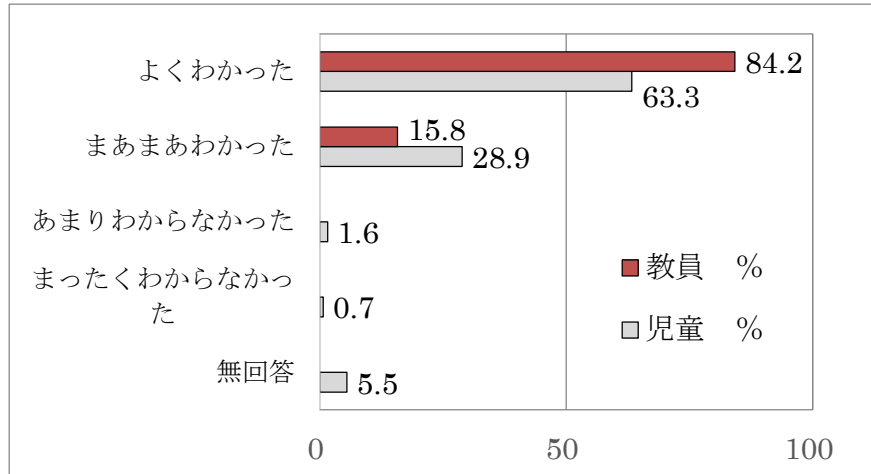
ノーメディア期間中にしたこと（中学生）



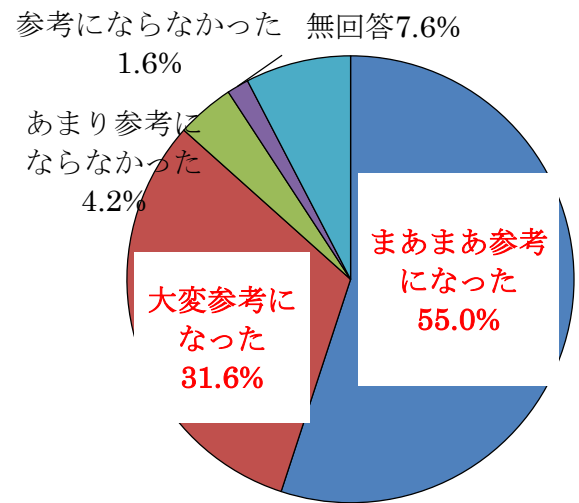
- ・ 実施率は小中ともに100%
- ・ がんばり度70点以上(自己評価)は、小児童：89.9% 小保護者：87.8%
中学生：78.8% 中保護者：76.2%
- ・ ノーメディア期間中には、学習、家族との時間、睡眠、読書等の時間が増え、一定の効果が見られた。

情報モラル教育推進事業

情報モラル出前授業の理解度(児童及び教員R1)



啓発リーフレットについて(保護者)



- ・実施率・・・小学校37校（対象校の78.7%）
- ・児童の授業の理解度92.2%
- ・保護者のリーフレット満足度86.6%

今後の課題

- ①インターネットに関する非行防止・被害防止の教育の充実
→「情報モラル教育推進事業」「ノーメディア事業」
- ②保護者への啓発や支援の必要
→「未就学児の保護者への啓発」
家庭での居場所づくりの支援
- ③補導の在り方の検討
→「非行少年の補導」から不審者対応としての「見せる補導」



総合計画体系	まちづくりの目標	心豊かで未来を築く人を育むまち	評価担当	局名	教育局
	政策	社会を生き抜く力を育む教育の充実		課(室)名	生涯学習課
	施策	青少年の健全育成		電話番号	087-839-2633
	基本事業	子どもの体験活動の充実		事業実施主体	市
	事務事業	少年教育推進事業		事業期間	平成 28年度～令和 5年度

【事業全体概要】

事業の概要	子どもたちが自然と取り組み、土に親しみ、農作物を育てる喜びと勤労の尊さを体験し、健康で情操豊かな子どもの成長に資するため、こども農園等を実施するほか、子ども会活動の充実・発展のため、新春子どもフェスティバルや子ども会リーダー研修会等を高松市子ども会育成連絡協議会と共催で実施し、青少年の健全育成に寄与する。				
	子どもわくわく体験支援事業補助金 子ども会共催事業負担金 子ども会育成会講習会等 こどもサミット事業				
重点取組事業		市長マニフェスト		関連根拠法令	

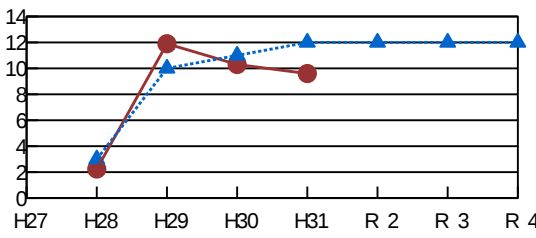
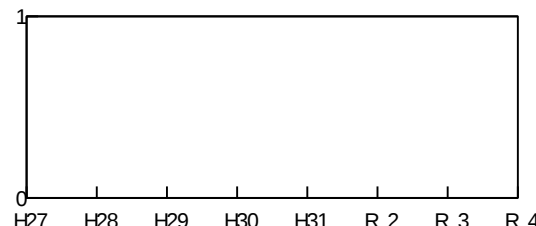
【事業の目的】

対象（何を）	・市内の子ども会育成連絡協議会等の団体やそれらに加入している児童 ・遊休農地所有者 ・市内の市民団体
意図（どのような状態にしたいか）	子どもたちが自然の中でのものを作る喜びや働く尊さを体験したり、健康で明るく元気な子どもの育成と子ども会活動の発展に資する。

【事業の活動】

活動指標名（具体的にどのような活動をしたか）	単位	H29	H30	H31	R 2	中期目標 R 2
共催事業における市内の校区子ども会育成連絡協議会との協	回	18	18	20	18	18

【事業の成果】

成果指標	成果指標名（どのような成果が得られたか）	単位	種別	H29	H30	H31	R 2	中期目標 R 2
	共催（主催を含む。）事業における子ども（3～12歳）の参加率	%	目標値	10	11	12	12	12
			実績値	11.9	10.3	9.6		
成果指標	成果指標の達成度（目標に対してどれだけ達成できたか） フットベースボール大会やこども農園の参加者数が減少した結果、目標を達成することができなかった。 (目標達成度)							(達成度) 80.0% 28点
	成果指標の達成度（目標に対してどれだけ達成できたか） (目標達成度)							
成果指標	成果指標名（どのような成果が得られたか）	単位	種別	H29	H30	H31	R 2	中期目標 R 2
			目標値					
			実績値					
成果指標	成果指標の達成度（目標に対してどれだけ達成できたか） (目標達成度)							(達成度)
	成果指標の達成度（目標に対してどれだけ達成できたか） (目標達成度)							

【コストの推移】

指標名	単位	平成 29年度（決算）	平成 30年度（決算）	平成 31年度（決算）	令和 2年度（予算）
トータルコスト	〔円〕	11,063	12,207	12,070	12,202
（事業費）	〔円〕	2,717	3,133	2,964	3,096
（職員人件費）	〔円〕	8,346	9,074	9,106	9,106

【事業内容と事業費内訳】

項目	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
事業内容	こども農園補助金 子どもわくわく体験支援事業補助金 子ども会共催事業負担金 子ども会育成会講習会等 こどもサミット事業	子どもわくわく体験支援事業補助金 子ども会共催事業負担金 子ども会育成会講習会等 こどもサミット事業	子どもわくわく体験支援事業補助金 子ども会共催事業負担金 子ども会育成会講習会等 こどもサミット事業	子ども会共催事業負担金 子ども会育成会講習会等 こどもサミット事業
の増減理由（積算根拠等）（予算）	1㎡当たり 50円 1事業当たり 30千円 子ども会共催事業負担金 1,725千円 子ども会育成会講習会等 674千円 こどもサミット 300千円	1事業当たり 30千円 子ども会共催事業負担金 1,940千円 子ども会育成会講習会等 729千円 こどもサミット 300千円	1事業当たり 30千円 子ども会共催事業負担金 1,940千円 子ども会育成会講習会等 729千円 こどもサミット 300千円	子ども会共催事業負担金 1,940千円 子ども会育成会講習会等 729千円 こどもサミット 300千円
総額	2,964	3,096	3,096	2,976
特定財源	国			
	県			
	市債			
	他			
一般財源	2,964	3,096	3,096	2,976

【評価】

評価ランク（A～D）	B	今後の方向性	一次評価	縮小
			二次評価	縮小
事業の目的・手法は、市民のニーズや社会情勢に照らして、妥当か。				
未来を担う子どもたちの健全な成長と人格の形成を培うための少年教育は、非常に重要であり、実施主体として市が関わるのは妥当である。				
上位施策目標及び住民福祉の向上に貢献しているか。				
様々な体験活動は、子どもたちがたくましく生きる力を育む大きな要因であることから十分貢献している。				
費用対効果はどうだったか。				
実施団体等と十分な協議を行い、事業内容の充実を図る。コスト削減は、事業効果等に影響を与えることが懸念される。				
【昨年度の実施状況と課題】（評価ランクの結果に対する理由などを分析して記入）				
こども農園については、ここ数年新規開設がなく、設置数も減少している。また、子ども会共催事業の参加者数が減少傾向にあるため、参加しやすい事業内容に改善する必要がある。				
【今後の事業方針】（評価ランクの結果を受けて、上記課題に向けた今後の方針を具体的に記入）				
児童の参加率向上に向け、子ども会等関係団体との協議を重ねる中で、子どもの体験活動の更なる充実に努める。こども農園事業は、令和2年度より廃止する。				

少年教育推進事業

高松市教育委員会 生涯学習課

1

1 事業概要

(1) 高松市教育振興基本計画

【基本目標】
青少年の健全育成

【施策の基本方向】
子どもの体験活動の充実

子どもの創造性や積極性、社会性を養うため、関係団体と連携し、日常では体験できない活動の場や機会を提供する。

(2) 少年教育推進事業の個別事業

事業	形態	関係団体
・新春子どもフェスティバル ・フットベースボール大会 ・高松・嶺北子ども交歓会、早明浦湖水祭 ・子ども会・育成会指導者講習会	共催	高松市子ども会育成連絡協議会（以下「市子連」）
・地域活動促進事業	指導員派遣	
・TAKAMATSUこどもサミット	共催	高松栗林ライオンズクラブ
・子どもわくわく体験支援事業	補助	市民団体

2

2 本市の取組

(1) 市子連との事業

①新春子どもフェスティバル

- ・高松市中央公園等で2月に開催。
約5000人が来場
- ・小学校区子ども会対抗のすもう大会、
かるたとり大会、ドッジボール大会
- ・竹馬やコマ回しなどの体験 等



②フットベースボール大会 《中止》

毎年9月、小学校区子ども会対抗のフットベースボール大会を開催。熱戦を繰り広げている



3

③水源地の高知県嶺北地域と高松市の子どもたちの交流事業 《中止》

夏：早明浦湖水祭

秋：高松・嶺北子ども交歓会



④子ども会・育成会指導者講習会、リーダー研修会

各校区の子ども会リーダー及び育成会指導者を対象に、子ども会活動に必要な実技指導の講習を行う。

⑤地域活動促進事業

子ども会や育成会等が実施する研修会や事業等に、専門的な指導・助言を行う指導員を派遣する。

4

(2) TAKAMATSUこどもサミット 《中止》

高松栗林ライオンズクラブとの共催事業。異なる校区の子どもたちが研究発表を行うとともに、意見交換し交流する事業
(平成29年度から実施)



子どもたちの発表



他校からの質問を受けて

令和2年1月19日(日)

- ・円座小学校 「ふるさと円座の伝統と未来 拓け ～Create the future～」
- ・国分寺北部小学校 「ふるさと大好き国北小」
- ・新番丁小学校 「伝えよう 高松の歴史と伝統文化の心」
- ・前田小学校 「人とふれあう前田っ子」

5

(3) 子どもわくわく体験支援事業

子どもたちの創造性や積極性、社会性を養い、心豊かな人間としての成長に資するため、体験型活動を実施する団体等を募集し、支援する。

- ・1事業当たり3万円まで助成。
- ・高松市だけでなく、周辺7市町(瀬戸・高松広域連携中枢都市圏)の子どもたちも参加できる事業としている。

【令和元年度の事業実績】

事業名	内 容	参加人数 (子ども)
キッズヨガ(ほぐしあそび)	音楽に合わせて親子で楽しく、心と体をほぐしていく、子どものためのヨガ	12人
なわ×なわジャンプ!	なわとびパフォーマーによるパフォーマンスとなわとび講習会	122人
和の食文化を見直そう! 「みそ作り」調理体験	みそ作りの体験	16人

6

3 子ども会について

(1) 子ども会の加入状況

少子化の進展から、単位子ども会は減少しているが、PTAと協力している地域があることから、ここ数年の加入率は、約68%で推移している。

年度	27	28	29	30	R1
全児童数（人）	23,460	23,406	23,129	23,025	22,894
会員児童数（人）	15,107	15,967	15,688	15,681	15,637
加入率（%）	64.4	68.2	67.8	68.1	68.3
単位子ども会数	595	560	532	503	485

(2) 子ども会の活性化

H30年度には校区子ども会の現状調査を行い、結果を市子連活動推進大会で報告し、好事例、加入促進策についての意見交流を行った。

今後とも、市子連と連携して、加入促進・活性化を図る。

7

4 事業の課題

(1) 子ども会事業への参加者の減少

市子連との共催事業において、参加校区が減少傾向にある。参加しやすい内容への変更を市子連と協議することが必要である。

【参加校区数の推移】

単位：校区

事業		H27	H28	H29	H30	R1
新春子どもフェスティバル	すもう	21	—	18	14	12
	かるたとり	31	31	30	30	27
	ドッジボール	15	—	11	8	11
フットベースボール大会		20	20	19	15	12

※H28新春子どもフェス雨天のため屋外競技中止

(2) 新型コロナウイルス感染症への対応

中止となった事業もあり、今後感染防止対策を取りながら、どのように体験活動を実施していくかが課題である。

8

(3) 効果的な事業の実施

財政保全プロジェクトにおいて実施した「事務事業の見直し」の結果、「子どもわくわく体験支援事業」はR4年度から廃止予定である。

厳しい財政状況の下、子どもの健全育成に寄与する効果的な事業の検討が必要である。

5 今後の方向性

(1) 学校での体験学習が縮小されている状況で、学校外での体験活動の役割は大きい。新型コロナウイルス感染防止対策を講じた上で、子ども会活動や体験活動を継続していかなければならない。

(2) 厳しい財政状況の下、共催事業の精選が必要である。

総合計画体系	まちづくりの目標	産業の活力と文化の魅力あふれる創造性豊かなまち	評価担当	局名	創造都市推進局
	政策	訪れたくなる観光・MICEの振興		課(室)名	観光交流課
	施策	観光客受入環境の整備		電話番号	087-839-2416
	基本事業	観光資源の活用と創出		事業実施主体	市
	事務事業	観光イベント振興事業		事業期間	平成28年度～令和5年度

【事業全体概要】

事業の概要	高松まつり、高松秋のまつり大名行列などの本市の代表的なまつり、及び旧合併町における地域のまつり・イベントに対し、事業補助を行い、魅力のある観光イベントの振興・活性化に努め、観光客の誘致を図る。				
2年度概要	1. 高松まつりイベント開催補助金ほか14件 2. 海の月間事業負担金 3. その他				
重点取組事業		市長マニフェスト		関連根拠法令	

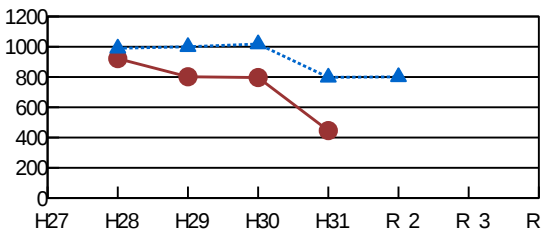
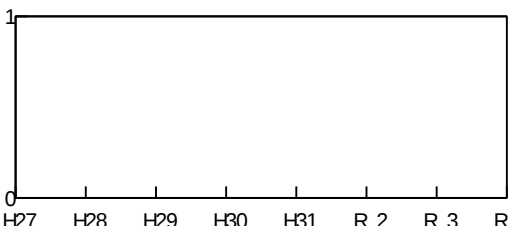
【事業の目的】

対象（何を）	訪れる市民・観光客
意図（どのような状態にしたいか）	高松まつりなどのイベント振興に努め、多くの市民が楽しみ、観光客が訪れるよう、地域性豊かな特色のある観光資源の創造を図る。

【事業の活動】

活動指標名（具体的にどのような活動をしたか）	単位	H29	H30	H31	R2	中期目標 R2
補助金交付団体数	団体	15	15	15	15	15

【事業の成果】

成果指標名（どのような成果が得られたか）	単位	種別	H29	H30	H31	R2	中期目標 R2
まつり・イベント入込み客数	千人	目標値	1,000	1,018	798	801	798
		実績値	801.72	796.55	445.9		
成果指標の達成度（目標に対してどれだけ達成できたか） さぬき高松まつりが台風のため、一部中止、また、桃太郎まつりが新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、中止となった。 （目標達成度） 							（達成度） 55.9% 19点
成果指標名（どのような成果が得られたか）	単位	種別	H29	H30	H31	R2	中期目標 R2
		目標値					
		実績値					
成果指標の達成度（目標に対してどれだけ達成できたか） （目標達成度）							（達成度）

【コストの推移】

指標名	単位	平成 29年度（決算）	平成 30年度（決算）	平成 31年度（決算）	令和 2年度（予算）
トータルコスト	〔円〕	115,587	108,379	111,135	107,389
（事業費）	〔円〕	92,826	85,693	88,371	84,625
（職員人件費）	〔円〕	22,761	22,686	22,764	22,764

【事業内容と事業費内訳】

項目	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
事業内容	1．高松まつりイベント開催補助金ほか 14 件 2．海の月間事業負担金 3．その他	1．高松まつりイベント開催補助金ほか 14 件 2．海の月間事業負担金 3．その他	1．高松まつりイベント開催補助金ほか 14 件 2．海の月間事業負担金 3．その他	1．高松まつりイベント開催補助金ほか 14 件 2．海の月間事業負担金 3．その他
の増減理由（積算根拠等）（予算）	1． 88,198千円 2． 50千円 3． 123千円	1． 84,424千円 2． 50千円 3． 151千円	1． 84,424千円 2． 50千円 3． 151千円	1． 84,424千円 2． 50千円 3． 151千円
総額	88,371	84,625	84,625	84,625
特定財源				
国				
県				
市債				
他				
一般財源	88,371	84,625	84,625	84,625

【評価】

評価ランク（A～D）	C	今後の方向性	一次評価	改善継続
			二次評価	改善継続
事業の目的・手法は、市民のニーズや社会情勢に照らして、妥当か。				
本市が関与しながら、各イベントによるにぎわい創出や観光振興に取り組むことは、市民からの期待も大きい。				
上位施策目標及び住民福祉の向上に貢献しているか。				
イベント等によるにぎわい創出により、本市全体のさらなる観光振興に寄与している。				
費用対効果はどうだったか。				
台風のためさぬき高松まつりの花火大会及び総おどりが中止、また、桃太郎まつりについては新型コロナの影響を受け中止となり入込客数が大幅に下がったが、その一方で各イベントに対する補助金を減額する中で、見直しを随時行うなど、費用対効果の改善に努めた。今後も自主財源の拡充と事業の見直しを的確に実施する。				
【昨年度の実施状況と課題】（評価ランクの結果に対する理由などを分析して記入）				
さぬき高松まつりが台風のため、一部中止、また、桃太郎まつりが新型コロナウイルス感染症の影響に伴い中止となった。 今後は自主財源の拡充を図りながら、さらなるにぎわい創出に向けた創意工夫が求められる中、上記のとおり、台風や新型コロナウイルスの影響によるイベント中止等により入込客数が大幅に減少したものの、さぬき高松まつりにおいては警備費高騰を始めとするコストの問題や新県立体育館建設工事に伴う新たな観覧場所の確保など様々な問題を抱えており、新たな自主財源の確保に向け大幅な在り方の見直しが必要。				
【今後の事業方針】（評価ランクの結果を受けて、上記課題に向けた今後の方針を具体的に記入）				
今後は地域のにぎわい創出だけではなく、より観光イベントとして誘客促進に繋がるものとなるよう取り組んでいく必要があるほか、上記課題の解決に向け、在り方の見直しや新たな自主財源の確保に取り組む。				



観光イベント振興事業



高松市創造都市推進局 観光交流課

1. 事業概要

平成17年度の高松市との合併以前から旧町の補助を受けて脈々と受け継がれてきている旧町ごとの冠イベントや地名が表す通り「桃太郎伝説」で有名な鬼無地区の桃太郎まつりなど、地域色豊かで観光振興に寄与するまつりイベントに対し補助を行っている。

地域	主催	イベント名	概要
塩江町	塩江温泉観光協会	塩江4大まつり ・桜まつり（4月） 令和3年3月に延期 ・ホタルまつり（6月） 令和2年度は中止 ・温泉まつり（8月） 令和2年度は中止 ・もみじまつり（11月）	40年以上続く、温泉まつりを始めとした、桜まつり、ホタルまつり、もみじまつりは、塩江地区の4大イベントとして観光振興及び地域経済の活性化に寄与している。 本市では、平成29年3月に策定した塩江温泉郷観光活性化基本構想に基づき、道の駅エリアと奥の湯エリアの魅力を向上させるためのハード整備事業を進めています。塩江4大まつりはこれらのハードを生かした効果的なソフト施策として、同構想を実施する上で重要な役割を果たすものである。
	塩江温泉感謝祭実行委員会、塩江温泉旅館飲食協同組合	塩江温泉感謝祭（6月～3月）	塩江温泉郷を訪れる観光客の方々に、より深く塩江の魅力を知っていただくため、温泉だけではなく塩江の自然・文化に触れる機会を創る竹あかりを始め、塩江を巡るスタンプラリーなど様々なイベントを週末やお盆休みといったスポットで実施している。

地域	主催	イベント名	概要
香南町	香南地区コミュニティ協議会	ボン・フェスティバル (8月第1日曜日) 令和2年度は中止	月見ヶ原公園を会場に行われる40年以上続く、香南町の夏の一大イベント。「香南音頭」、「香南ばやし」などの郷土の盆踊りを子どもから高齢者まで3世代をとおして一緒に踊ることで、地域のつながりを深め、郷土愛を育てている。
国分寺町	国分寺まつり実行委員会	国分寺まつり (8月中旬の週末2日間) 令和2年度は中止	40年以上続く、国分町地域経済の活性化を目指すとともに「まちおこし事業」の浸透と観光振興を図るため、住民、各種団体とで情報交換の場として相互研鑽を図る夏まつり。土日の両日に和太鼓演奏をバックに打ち上げる花火大会は、市内外の観光誘客に寄与している。
	国分寺冬のまつり実行委員会	国分寺冬のまつり (1月中旬の日曜日)	20年以上続く、国分寺地域の冬のイベント。普段触れることの少ない自然の雪を利用した雪合戦イベントのほか、昔遊び体験等を実施。



2

地域	主催	イベント名	概要
庵治町	ふれあい祭り庵治実行委員会	ふれあい祭り (7月下旬～8月上旬の土曜日) 令和2年度は中止	300年以上続く船まつりの最終日に合わせて実施される20年以上続く、庵治町の夏の一大イベント。高松市城岬公園を会場に観光・文化及び産業振興の活性化を目的に開催され、花火大会や各種催し物(和太鼓演奏、ダンスコンテスト、サンセットライブ等)等を実施している夏まつり。
牟礼町	むれコミュニティ協議会、おいでまい祭り実行委員会	おいでまい祭り (8月第1土曜日) 令和2年度は中止	40年以上続く、牟礼町の「ふるさとイベント」として、地域の一体化、コミュニティの熟成、まちの活性化を目的とする夏まつり。
鬼無町	鬼無観光協会、鬼無コミュニティ協議会、鬼無地区連合自治会、鬼無桃太郎まつり実行委員会	桃太郎まつり (3月最終日曜日)	数々の遺跡が残されている桃太郎伝説の普及及び子どもたちの健全育成、鬼無町観光事業の発展を目的とし、すもう大会を始め、郷土芸能、長なわとび大会、餅投げなどを実施。



3

2. 事業の課題

(1) 現在、第8次高松市行財政改革計画に基づき、持続可能な財政基盤を確立するため、経費削減と自主財源の確保を促進する中、各イベントごとの補助金割合に不均衡が生じている。

イベント名	塩江4大まつり	塩江温泉感謝祭	ボン・フェスティバル	国分寺まつり	国分寺冬のまつり	ふれあい祭り	おいでまい祭り	桃太郎まつり	全体
補助金依存度(%)	83	74	73	59	68	84	45	51	73

(2) 地域の観光振興に寄与するという目的そのものに差異がないものの、各イベントの実施内容や規模が異なっているため、補助金額に不均衡が生じている。

イベント名	塩江4大まつり	塩江温泉感謝祭	ボン・フェスティバル	国分寺まつり	国分寺冬のまつり	ふれあい祭り	おいでまい祭り	桃太郎まつり	総計
R1事業費(千円)	10,233	2,396	2,220	10,459	3,586	8,677	5,837	395	43,803
R2補助額(千円)	7,853	1,643	1,512	5,670	2,268	6,803	2,438	371	30,407

4

(3) 今後、コロナ禍における様々なイベントの開催については、新しい生活様式への対応等、感染防止策の徹底をしながらの開催となり、更に、近年の不安定な気候等、予期せぬ事態への備えなどを考えると、他事業との連携により対象者を増やすなど、より多くの人を集めるイベントに拡大することについては、様々な観点からの検討が必要。

ア 新型コロナウイルス感染症拡大への対応

- ・国の示す「**3つの密（密閉、密集、密接）**」を徹底的に回避
- ・「**新しい生活様式**」における**感染防止の3つの基本（人と人との距離確保、マスク着用、手洗い）**

野外において参加者の把握や、ソーシャルディスタンスの確保は非常に困難なこともあり、現時点で祭りなどの不特定多数が集まる野外イベントにおける感染防止対策ガイドラインは作成されていないことから、上記2点を踏まえ、独自の感染防止対策の徹底を図り、状況によっては大幅な見直しなどの検討が必要。

イ 近年の不安定な気候への対応

台風の発生数（1981～2010年の30年平均）は8月が最も多く、曜日の比率では、比較的週末に集中していること、また、2020年7月～9月の局地的大雨（ゲリラ豪雨）は昨年比1.4倍と見込まれており、夏まつりイベントへの影響は大きい。天候による中止・延期などに伴う費用面でのリスクも考慮し、イベントのコンパクト化も含めての実施内容の検討が必要。

（出典：ウェザーニュース）

5

ウ 警備計画の作成

旧合併町のまつりにおいては、メインイベントのひとつとして打上花火が行われることもあり、まつりの会場に訪れる人以外でも少し離れた場所から観覧したり、車中で観覧している人も多い。そのため、路上駐車も多く、近隣住民からの苦情も少なくない。また、会場までの道路が限られていることもあり、渋滞が発生することで、想定外の事故等が発生するリスクも高い。

近年、まつりなどの大型イベントについては警備計画に基づく安全な実施が求められている中、地域イベントについては自警中心のため、綿密な警備計画が作成されていない場合が多い。

コロナウイルスの感染状況もいずれは収束するものとして考えると、令和3年度における東京オリンピック・パラリンピックを始め、ワールドマスタースゲームズ2021関西などの世界的なイベントの開催や、令和4年度の瀬戸内国際芸術祭に向けてインバウンドの増加が見込まれる中、テロ対策を含めた警備計画の作成も求められており、人件費の増加を含めた警備費用の高騰も大きな課題となっている。

6

3. 質問に対する回答

(1) 市としての方向性について

第8次高松市行財政改革計画に基づき、持続可能な財政基盤を確立するため観光イベントに対する補助金の見直しを図ることとしており、各イベントについて、経費削減と自主財源の確保を促進し、地域間の平準化を踏まえた補助金割合の適正化を図ることとしている。

(2) 実行委員会等の主体の生の声

主催団体については、地元の自治会を始め商工会やコミュニティ協議会など、イベントによって多少の差異はあるものの、地域住民が中心となり実施している。地域色豊かなイベントを通じ、観光客を始め来場者の満足度向上を図ることにより、交流人口や将来的な定住人口の拡大等に向け、実施内容の改善にも積極的に取り組んでいる。

(3) 実行委員会の見直し

主催団体の構成員については、40歳代以降が中心となっており、高齢化率も高い。伝統の継承などの意味合いからも若者の参加が重要であるものの、イベント内容の企画、実施等については各構成団体が地域の歴史や課題等に即して自主的に行っており、構成団体そのものの見直しについては、市から意見することは差し控えるべきと考える。

7

(4) 祭りで生計を立てている人の有無

基本的にいないと思われるが、露店のみで生計を立てている人については、コロナ禍において出店先がなく直接影響を受けている。ただし、補助事業の廃止＝イベント中止ではなく、規模や内容を工夫することで、補助金に頼らない形で実施することは可能であることから、事業廃止による経済的影響は少ないと思われる。

(5) 合併時の取り決めや方向性が分かる資料

合併によるまちづくりプラン（建設計画／合併基本計画）の中で、合併後の各地域のまちづくり施策の重点取り組み事項として、塩江町の4大まつりなどの観光振興イベント等の開催が挙げられている。

(6) 費用対効果が分かる資料

祭りなどのイベントは、さまざまな世代や地域の人との交流の場を提供することで、地域活性化を促し、長期的な経済効果を生み出すものである。それを踏まえ地域イベントごとの入込客数から判断すると、観光客を含めた交流人口の増加に寄与していることが分かる。

イベント名	塩江4大まつり	塩江温泉感謝祭	ボン・フェスティバル	国分寺まつり	国分寺冬のまつり	ふれあい祭り	おいでまい祭り	もも太郎まつり
入込客数(人)	21,000	1,400	3,000	25,000	5,000	15,000	6,000	1,500

総合計画体系	まちづくりの目標	安全で安心して暮らし続けられるまち	評価担当	局名	環境局
	政策	環境と共生する持続可能な循環型社会の形成		課(室)名	地球温暖化対策室
	施策	地球温暖化対策の推進		電話番号	087-839-2393
	基本事業	再生可能エネルギーの利用促進		事業実施主体	市
	事務事業	再生可能エネルギー普及促進事業		事業期間	平成 28年度～令和 5年度

【事業全体概要】

事業の概要	太陽光発電システム等及び太陽熱利用システムの普及を促進する。26年度から太陽光発電システムと定置用リチウムイオン蓄電システム、または電気自動車等充給電設備を、同時に新規で併設する場合、定置用リチウムイオン蓄電システム、電気自動車等充給電設備に対しても補助している。また、平成31年度からは、居住誘導区域内への転居に伴う設置に対し上乗せ補助を実施している。令和2年度は再エネ活用等事業検討を実施する。				
2年度概要	太陽光発電システム等設置費補助 ・住宅用：1万円/kW（上限5万円） 定置用リチウムイオン蓄電システム（8万円） 電気自動車等充給電設備（5万円） 居住誘導上乗せ補助 太陽光補助と同額 太陽熱利用システム設置費補助 ・補助対象費×1/10（上限6万円）				
重点取組事業	一般重点	市長マニフェスト	2-	関連根拠法令	太陽光発電システム等設置費補助交付要綱等

【事業の目的】

対象（何を）	太陽光発電システム及び太陽熱利用システム未設置の住宅
意図（どのような状態にしたいか）	太陽光発電システム等の設置により、クリーンな太陽エネルギーを活用した発電を促進する。 太陽熱利用システムの設置により、温室効果ガスである二酸化炭素の排出削減を促進する。

【事業の活動】

活動指標名（具体的にどのような活動をしたか）	単位	H29	H30	H31	R 2	中期目標 R 2
太陽光発電システム設置費補助件数	件	408	384	374	442	8,554
太陽熱利用システム設置費補助件数	件	0	1	1	10	30

【事業の成果】

成果指標名（どのような成果が得られたか）	単位	種別	H29	H30	H31	R 2	中期目標 R 2
総電力消費量に占める太陽光発電補助による発電量の割合	%	目標値	1.5	1.59	1.68	1.77	1.77
		実績値	1.52	1.59	1.66		
成果指標の達成度（目標に対してどれだけ達成できたか） 太陽光発電システム設置件数は減少してきているものの、総電力消費量に占める太陽光発電補助による発電量の割合は増えており、再生可能エネルギーにおける太陽光発電量が増加している。 							（達成度） 98.8% 34点
太陽熱利用システム年間二酸化炭素削減量	K G	目標値	1,944	2,430	2,430	2,430	7,290
		実績値	0	243	243		
成果指標の達成度（目標に対してどれだけ達成できたか） 太陽熱利用システム設置補助件数は、毎年10件（二酸化炭素削減量 2,430kg）を見込んでいたが、31年度は1件と達成できていない。 							（達成度） 10.0% 3点

【コストの推移】

指標名	単位	平成 29年度（決算）	平成 30年度（決算）	平成 31年度（決算）	令和 2年度（予算）
トータルコスト	〔円〕	37,041	38,173	34,072	57,780
（事業費）	〔円〕	34,006	34,392	26,484	38,810
（職員人件費）	〔円〕	3,035	3,781	7,588	18,970

【事業内容と事業費内訳】

項目	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
事業内容	太陽光発電システム等設置費補助 ・住宅用：1万円／kW（上限5万円） 定置用リチウムイオン蓄電システム（8万円） 電気自動車等充給電設備（5万円） 居住誘導上乗せ補助 太陽光補助と同額 太陽熱利用システム設置費補助 ・補助対象費×1／10（上限6万円） 太陽光発電事業者への市有地貸出事業	太陽光発電システム等設置費補助 ・住宅用：1万円／kW（上限5万円） 定置用リチウムイオン蓄電システム（8万円） 電気自動車等充給電設備（5万円） 居住誘導上乗せ補助 太陽光補助と同額 太陽熱利用システム設置費補助 ・補助対象費×1／10（上限6万円） 太陽光発電事業者への市有地貸出事業 脱炭素型地域づくりモデル形成事業検討業務委託料	太陽光発電システム等設置費補助 ・住宅用：1万円／kW（上限5万円） 定置用リチウムイオン蓄電システム（8万円） 電気自動車等充給電設備（5万円） 居住誘導上乗せ補助 太陽光補助と同額 太陽熱利用システム設置費補助 ・補助対象費×1／10（上限6万円） 太陽光発電事業者への市有地貸出事業	太陽光発電システム等設置費補助 ・住宅用：1万円／kW（上限5万円） 定置用リチウムイオン蓄電システム（8万円） 電気自動車等充給電設備（5万円） 居住誘導上乗せ補助 太陽光補助と同額 太陽熱利用システム設置費補助 ・補助対象費×1／10（上限6万円） 太陽光発電事業者への市有地貸出事業
積算根拠等（予算の増減理由）	太陽光発電システム設置費補助 住宅用：19,724千円 蓄電：7,200千円 充給電：100千円 上乗せ：5,000千円 太陽熱利用システム設置費補助 120千円	太陽光発電システム設置費補助 住宅用：19,150千円 蓄電：7,600千円 （充給電は上記に含む） 上乗せ：2,000千円 太陽熱利用システム設置費補助 60千円 業務委託料：10,000千円	太陽光発電システム設置費補助 住宅用：19,150千円 蓄電：7,600千円 （充給電は上記に含む） 上乗せ：2,000千円 太陽熱利用システム設置費補助 60千円	太陽光発電システム設置費補助 住宅用：19,150千円 蓄電：7,600千円 （充給電は上記に含む） 上乗せ：2,000千円 太陽熱利用システム設置費補助 60千円
総額	26,484	38,810	28,810	28,810
特定財源				
国				
県				
市債				
他		10,000		
一般財源	26,484	28,810	28,810	28,810

【評価】

評価ランク（A～D）	C	今後の方向性	一次評価	継続
			二次評価	継続
事業の目的・手法は、市民のニーズや社会情勢に照らして、妥当か。				
地球温暖化対策の一環として、太陽光発電システム及び太陽熱利用システム設置に当たっての市民の自己負担を軽減し、再生可能エネルギーの一層の普及促進を図る上で、市の支援は妥当である。				
上位施策目標及び住民福祉の向上に貢献しているか。				
クリーンな自然エネルギーの有効利用により、上位施策である地球温暖化対策の推進に貢献している。				
費用対効果はどうだったか。				
システム設置単価が逡減等していることから、補助単価や補助上限額の見直しを図る中で、総電力消費量に占める太陽光発電補助による発電量の割合は増えており、前年度と同程度の費用対効果となっている。				
【昨年度の実施状況と課題】（評価ランクの結果に対する理由などを分析して記入）				
太陽光発電システム等設置費補助事業を地球温暖化対策室に移管し、居住誘導施策の上乗せ補助を開始した。今後は、固定価格買取制度の売電価格等の見直しや変更、設置コストの低下、社会ニーズといった状況変化に十分注視し、適切な制度運用を行っていく必要がある。				
【今後の事業方針】（評価ランクの結果を受けて、上記課題に向けた今後の方針を具体的に記入）				
国の補助事業で行う脱炭素化等の事業検討結果をもとに、本市の課題とリンクし、地域の特色に沿った再エネ活用の実現化を検討、実施していく。				

再生可能エネルギー普及促進事業

高松市 環境局
環境総務課地球温暖化対策室

1 事業概要

(1) 施策の位置付け

地球温暖化対策推進法

第4条 地方公共団体の責務
第19条 国及び地方公共団体の施策
第21条 地方公共団体実行計画等

第6次高松市総合計画

高松市環境基本計画

高松市地球温暖化対策実行計画

第6章 地球温暖化防止のための取組

基本施策1 再生可能エネルギー等の利用促進

主要施策1-1 太陽エネルギーの利用促進

主な取組

○太陽光発電システム設置支援
○蓄電システム設置支援
○太陽熱利用システム設置支援

○市有施設への太陽光発電システム設置
○太陽光発電事業者への私有地貸出

(2) 事業の目的

市域における温室効果ガス排出量の削減を図るため、日照時間が長いという本市の地域特性を生かした、太陽光発電システム及び太陽熱利用システムの導入を促進する。

(3) 補助金の内容

補助対象システム	①太陽光発電システム	②蓄電システム	③充給電設備	④太陽熱利用システム
補助要件	・住宅用 ・10 kW未満(余剰売電のみ)	・①と同時に設置 ・ZEH登録済み	・①と同時に設置	・住宅用
補助金額	10,000円/kW(上限:50,000円) (居住誘導対象:同額加算)	80,000円(定額)	50,000円(定額)	設置費用の1/10 (上限:60,000円)
開始年度	平成15年度	平成26年度	平成26年度	平成21年度
累計件数 (令和元年度 末時点)	8,829件 (41,036 kW)	401件	0件	53件
平均設置費 (令和元年度)	1,626,646円/件 (309,776円/kW・件)	1,316,511円/件	—	745,200円/件

2

2 高松市の太陽光発電システム等設置費補助推移

	補助件数 (件)	総補助金額 (千円)	太陽光発電システム 補助金額	蓄電池システム 補助金額	1kW当たりの 設置費用(円)	電力買取金額 (円/KWh)
平成16年度	312	111,326	10万円/KW(上限40万円)		673,695	
平成19年度	172	29,359	5万円/KW(上限20万円)		707,305	
平成22年度	840	131,881	4万円/KW(上限20万円)		582,709	48
平成25年度	983	89,228	2万円/KW(上限12万円)		431,156	38
平成26年度	762	75,003	〃	定額10万円	404,734	37
平成27年度	601	65,040	〃	〃	371,363	27～35
平成28年度	557	46,602	2万円/KW(上限7万円)	〃	380,447	25～33
平成29年度	408	34,006	〃	〃	329,414	25～30
平成30年度	383	34,332	〃	〃	307,118	25～28
令和元年度	374	25,422	1万円/KW(上限5万円) (居住誘導対象:同額加算)	定額8万円	309,776	24～26

3

3 県内の太陽光発電システム等設置費補助の状況

自治体名	太陽光補助金額	住宅用蓄電池	自治体名	太陽光補助金額	住宅用蓄電池
香川県	1.3万円/KW(上限5万円)	上限10万円 補助対象経費の1/10	善通寺市	2.5万円/KW(上限10万円)	上限10万円 補助対象経費の1/10
直島町	5万円/KW(上限20万円)	上限20万円 補助対象経費の1/10	さぬき市	2.5万円/KW(上限10万円)	—
土庄町	4万円/KW(上限16万円)	—	丸亀市	2万円/KW(上限10万円)	定額8万円
小豆島町	4万円/KW(上限16万円)	—	三豊市	2万円/KW(上限10万円)	上限10万円 補助対象経費の1/10
まんのう町	4万円/KW(上限12万円)	—	三木町	4万円/KW(上限8万円)	—
宇多津町	3万円/KW(上限12万円)	—	多度津町	3.5万円/KW(上限7万円)	—
東かがわ市	5万円/KW(上限10万円)	—	綾川町	1.5万円/KW(上限6万円)	定額7万円
琴平町	5万円/KW(上限10万円)	—	観音寺市	2.5万円/KW(上限5万円)	上限5万円 補助対象経費
坂出市	2.5万円/KW(上限10万円)	上限10万円 補助対象経費の1/10	高松市	1万円/KW(上限5万円)	定額8万円

※市町の並びは、太陽光発電システム補助金の上限額、補助単価順に記載している。

※香川県内の全ての自治体で太陽光発電システム等の設置費補助を行っている。

4

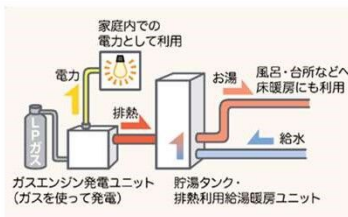
4 中核市の新エネルギー等補助事業の状況

○中核市(60市)の新エネルギー等補助事業の状況

補助対象	実施市数	補助対象の概要
太陽光発電システム	37 (内単独31)	太陽光をエネルギー源として発電する装置
蓄電システム	39	太陽光発電等で作った電気を蓄えておき、夜間や停電時に使用する設備
V2H(受給電設備)	14	電気自動車等への充電及び電気自動車等から住宅への電気の供給が可能な設備
太陽熱利用システム	14	太陽の熱を集め、給湯や暖房に利用するシステム
HEMS	13	創エネ機器、蓄エネ機器をネットワーク化し、家全体のエネルギーを管理するシステム
木質バイオマスストーブ等	12	薪や木質ペレットを燃料とする室内暖房装置
地中熱利用システム	7	外気温度と地中温度の温度差を利用して効率的な冷暖房等を行う設備
燃料電池(エネファーム)	29	水素と酸素の電気化学的な反応によって発生した電気を利用する設備



HEMS



燃料電池(エネファーム)

5

5 地球温暖化対策について

(1) 地球温暖化対策に関する計画

国

地球温暖化対策計画

緩和策

平成28年5月13日閣議決定

- ・温室効果ガス削減目標 2030年度に2013年度比で26%減
温室効果ガス別の対策・施策を示し、26%削減目標達成に向けた道筋を明らかにする。
- ・長期目標として2050年までに80パーセントの温室効果ガスの排出削減を目指す。

気候変動適応計画

適応策

平成30年11月27日閣議決定

- ・気候変動影響の被害の防止・軽減 + 国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全
→ 安全・安心で持続可能な社会の構築を目指す。

高松市

地球温暖化対策実行計画

緩和策

平成29年3月改定

- ・温室効果ガス削減目標 2030年度に2013年度比で30%減
温室効果ガス削減目標の実現に向け、具体的な取組を進める。
※2030年度の電力構成:再生可能エネルギー22%~24%の見通し
→2018年度高松市実績:再生可能エネルギー11%(太陽光9.9%、バイオマス1.1%)

6

(2) 地球温暖化を取り巻く状況

ア 地球温暖化対策計画の見直し等

- ・令和2年3月国連への「日本のNDE(国が決定する貢献)」の提出を契機として、「地球温暖化対策計画」の見直しに着手。削減目標の検討は、エネルギーミックスの改定と整合的に、更なる野心的な削減努力を反映した意欲的な数値を目指す。
- ・地球温暖化対策計画の見直しを含めた気候変動対策について検討していく場を中央環境審議会と産業構造審議会に立ち上げて合同で審議していく。
- ・「ゼロカーボンシティ」(日本の自治体による2050年までのCO2排出量の実質ゼロ)を目指す動きの広がり。
- ・自然エネルギー協会が、環境省などに自然エネルギー導入促進に向けた政策提言を提出。「2030年には自然エネルギー発電比率を40%超えとするなど意欲的な導入目標を設定」などを要望。

イ 気候変動について

(ア) 令和2年版環境白書(環境省)

「気候変動」から「気候危機へ」

もはや単なる「気候変動」ではなく、私たち人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われている。

(イ) IPCC(気候変動に関する政府間パネル)

- ・今後、地球温暖化に伴い、豪雨災害や猛暑のリスクが更に高まる可能性を指摘
- ・「1.5℃特別報告書」
現在と1.5℃上昇との間、及び1.5℃と2℃上昇との間には、生じる影響に有意な違いがあること等。

(ウ) 世界気象機関(WMO)

- ・2019年の世界の平均気温は観測史上2番目に高く、産業革命前から1.1℃上昇した。

7

国内外で深刻な気象災害が多発、地球温暖化で今後気象災害のリスクが更に高まると予測。

- 国内では、平成30年7月豪雨や猛暑、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風などの災害が発生。
- 海外では、2019年欧州の記録的な熱波、北米のハリケーン災害、豪の広範囲の森林火災、インドやミャンマー等の洪水災害などが発生。
- IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の報告書は、今後、地球温暖化に伴い、豪雨災害や猛暑のリスクが更に高まる可能性を指摘。

「気候変動」から「気候危機」へ。

- 直近20年間の気候関連の災害による被害額は、合計2兆2450億ドル。その前の20年間に比べ2.5倍に。
- 海外の都市を中心に「気候非常事態宣言」の動きや若者による気候変動対策を求めるデモも活発化。



▲令和元年東日本台風による被害の様子
＜長野県長野市千曲川＞



▲オーストラリアの森林火災
＜オーストラリア ニューサウスウェールズ州＞



▲グレタ・トゥーンベリさんがCOP25
で演説をする写真

※「令和2年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書(概要)」より抜粋

(資料:時事通信) 2

IPCC 1.5℃特別報告書

2020年3月版

2018年10月8日公表



- ・ IPCC（気候変動に関する政府間パネル）：1988年に設立された政府間組織。気候変動に関する最新の科学的知見を各種報告書としてとりまとめ、政策の科学的基礎を提供する（報告書自体は政策中立なものであることを原則とする）
- ・ COP21において、UNFCCCからIPCCに対して「1.5℃の地球温暖化による影響、および関連する温室効果ガスの排出経路について、2018年に特別報告書を作成すること」を招請。IPCC第48回総会（2018年10月1日-6日 韓国・仁川）において1.5℃特別報告書が承認・受諾された。

『1.5℃の地球温暖化：気候変動の脅威への世界的な対応の強化、持続可能な開発及び貧困撲滅への努力の文脈における、工業化以前の水準から1.5℃の地球温暖化による影響及び関連する地球全体での温室効果ガス(GHG)排出経路に関するIPCC 特別報告書』

セクションA：1.5℃の地球温暖化の理解

- ・ 工業化以前の水準よりも約1.0℃の地球温暖化をもたらしたと推定される。地球温暖化は、現在の進行速度で増加し続けると、2030年から2052年の間に1.5℃に達する可能性が高い。（確信度が高い）（A1）

セクションB：予測される気候変動、潜在的な影響及び関連するリスク

- ・ 気候モデルは、現在と1.5℃の地球温暖化の間、及び1.5℃と2℃の【地球温暖化の間】には、地域的な気候特性に明確な違いがあると予測する。（B1）

【1.5℃上昇と2℃上昇の影響予測の違いの例】

- 人間が居住するほとんどの地域における極端な高温の増加（確信度が高い）（B1）
- 海面の上昇（1.5℃の場合、2℃よりも上昇が約0.1m低く、リスクに曝される人口は最大1千万人減る）（確信度が中程度）（B2.1）
- 夏季における北極の海水の消滅（2℃だと10年に1回、1.5℃だと100年に1回程度）（B4.1）
- サンゴ礁（2℃：ほぼ全滅（確信度が非常に高い）。1.5℃：70-90%死滅（確信度が高い））（B4.2）

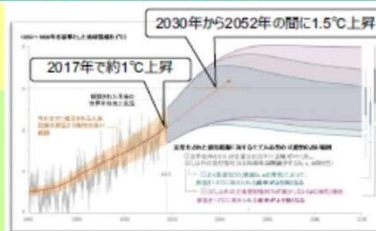
セクションC：1.5℃の地球温暖化に整合する排出経路とシステムの移行

- ・ 将来の平均気温上昇が1.5℃を大きく超えないような排出経路は、世界全体の人為起源のCO₂の正味排出量が、2030年までに、2010年水準から約45%減少し、2050年前後に正味ゼロに達する。（C1）
- ・ エネルギー、土地、都市及びインフラ（運輸と建物含む）、並びに産業システムにおける、急速かつ広範囲に及ぶ移行（transitions）が必要となるであろう（確信度が高い）。（C2）

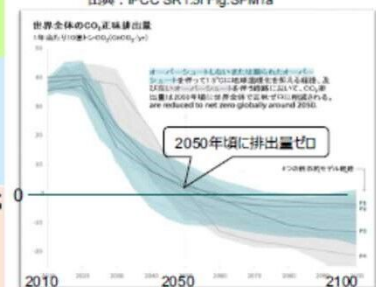
セクションD：持続可能な開発及び貧困撲滅への努力の文脈における世界全体による対応の強化

- ・ パリ協定に基づき各国が提出した目標による2030年の排出量では、地球温暖化を1.5℃に抑えることはないであろう（確信度が高い）。（D1）
- ・ 将来の大規模な二酸化炭素除去(CDR)の依存の回避は、2030年よりも十分前に、世界全体のCO₂排出量が減少し始めることによってのみ実現されよう（確信度が高い）。（D1）

今後の予定：2021～2022年（第54回～57回総会）第6次評価報告書及び統合報告書の承認・受諾が議題



図：観測された気候変化及び将来予測
出典：IPCC SR1.5I Fig. SPM1a



図：1.5℃経路における世界全体のCO₂排出量
出典：IPCC SR1.5I Fig. SPM3a

○ 質問項目に対する回答

(1) 国策ともいえるエネルギー関連施策に対して、市単独で財政負担をしている理由

「地球温暖化対策の推進に関する法律」により、地方公共団体の責務として、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進することが規定されていることから、瀬戸内気候区に属し、降水量が少なく日射量が多い本市の地域特性を生かした、太陽エネルギーの利用促進の施策として実施しているものである。

環境面以外に期待している内容は無い。

(2) 事務事業評価表で自己評価Cである理由

事務事業評価の成果指標の1つである「太陽熱利用システム年間二酸化炭素削減量」(補助件数1件当たり243kgで算出)について、平成28年度から令和2年度までの目標値を、過去最も補助件数の多かった平成25年度の10件に設定していたが、設置費用や、水漏れ、凍結の恐れがあることもあり、近年市場が縮小傾向にあり、令和元年度の補助件数は1件と目標値の10分の1にとどまったため、評価点数が35点中3点となり、評価ランクがCとなった。

高松市太陽熱システム設置費補助推移

(単位: 件、円)

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
補助件数	7	7	10	8	8	2	0	1	1
補助金額	421,000	559,000	835,000	499,000	483,000	155,000	0	60,000	60,000

10

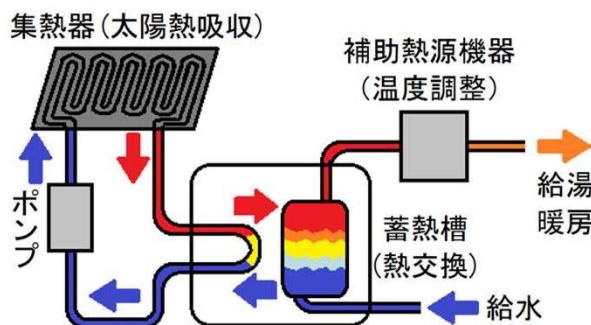
(3) 太陽熱利用システムの内容に関する資料について



- ・太陽の熱を集め、給湯や暖房に利用するシステム
- ・太陽光発電システムより高効率(およそ40%)

<種類>

- ・自然循環式
- ・強制循環式 → 高松市補助あり



<強制循環>

- ・ポンプにて循環
- ・貯水量: 300~370 L、集熱面積: 6~8 m²
- ・集熱器のみ屋根の上に設置
- 蓄熱槽を地上に設置できるため、
貯水量を多く、集熱面積を広くできる

11

(4) 補助事業の実施概要と過去5年間の対象区分別の補助金支給件数と金額実績の推移が確認できる資料

ア 太陽光発電システム等設置費補助金

単位(件数:件、金額:千円)

	太陽光発電システム					蓄電システム			電気自動車等受給電設備		
	基本額		加算額		補助金の額	件数	金額	補助金の額	件数	金額	補助金の額
	件数	金額	件数	金額							
H27年度	601	59,740	—	—	2万円/KW(上限12万円)	53	5,300	定額10万円	0	0	定額5万円
H28年度	557	38,502	—	—	2万円/KW(上限7万円)	81	8,100	〃	0	0	〃
H29年度	408	28,206	—	—	〃	58	5,800	〃	0	0	〃
H30年度	383	26,532	—	—	〃	78	7,800	〃	0	0	〃
R元年度	374	17,102	21	1,002	1万円/KW(上限5万円) 居住誘導施策加算同額	104	8,320	定額8万円	0	0	〃

イ 太陽熱利用システム設置費補助金

	件数(件)	金額(千円)	補助金の額
H27年度	8	483	補助経費×1/10(上限10万円)
H28年度	2	155	〃
H29年度	0	0	補助経費×1/10(上限6万円)
H30年度	1	60	〃
R元年度	1	60	〃

12

(5) 国等による類似の補助制度の有無、もしあれば、その内容、市の制度との違いが判る資料

国の補助(経済産業省、環境省)

別添「ZEH補助金について」参照

- ・ZEH支援事業 60万円/戸
補助対象住宅に蓄電システムを導入する場合2万円/KWh加算(上限20万円)
※ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)とは、外皮の大幅な向上と、高効率な設備・システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネを実現(省エネ基準比20%以上)。その上で、再エネを導入して、年間の一次エネルギーの収支をゼロとすることを目指した住宅。
 - ・ZEH+実証事業 105万円/戸 蓄電池加算
再生可能エネルギーの自家消費拡大を目指したZEH
 - ・ZEH+R強化事業 115万/戸 蓄電池加算
停電時にも自立可能なレジリエンス強化に資するシステムを備えたZEH+
- ※地方公共団体の補助金であっても原資が国庫でなければ併用は可能



香川県の補助

別添「香川県住宅用太陽光発電補助金のご案内」参照

- ・住宅用太陽光発電システム 1. 3万円/KW(上限5万円)
- ・住宅用蓄電システム 設備費の1/10(上限10万円)

※他の補助金との重複受給は可能

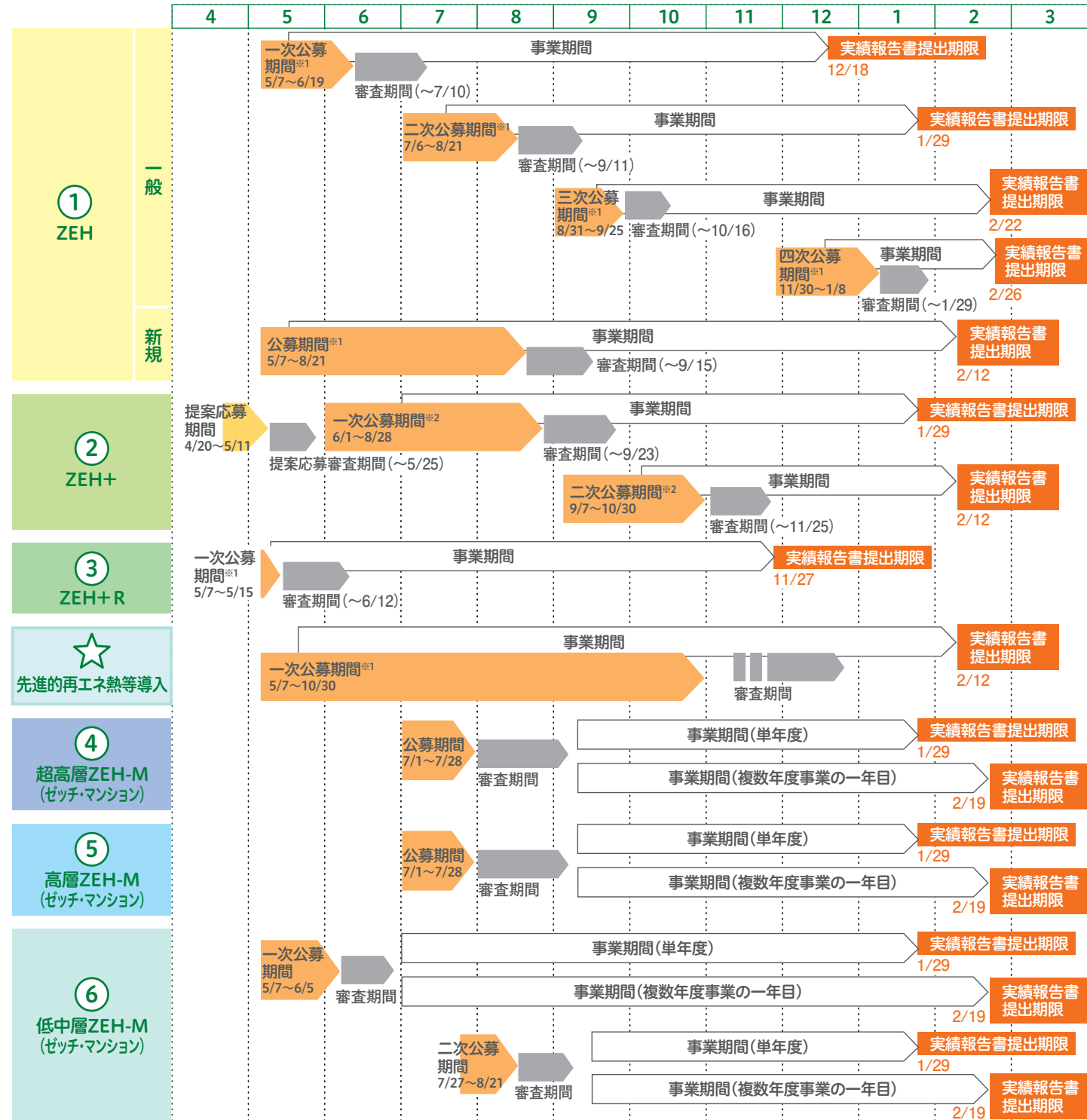
13

(6) 今後の見通しについて

- ・太陽光発電システム等設置費補助制度及び太陽熱利用システム設置費補助制度については、他市の補助制度や、国等の状況を参考に、見直しの検討を行っていく。
- ・地域の再生可能エネルギーの拡充や、より効率的な利用など、地域資源を持続的に活用した地域循環共生圏の検討を行うなど、本市の地球温暖化対策の推進の検討を行う。

各補助事業のスケジュール

※1 先着順・都度交付
※2 都度交付



- スケジュールは変更となることがあります。必ずSIIホームページの各補助事業における公募情報にて、最新の公募期間をご確認ください。
- 交付決定後に当初の完了予定日までに事業が完了しないことが見込まれた場合には、繰越による対応も含めて速やかにご相談ください。

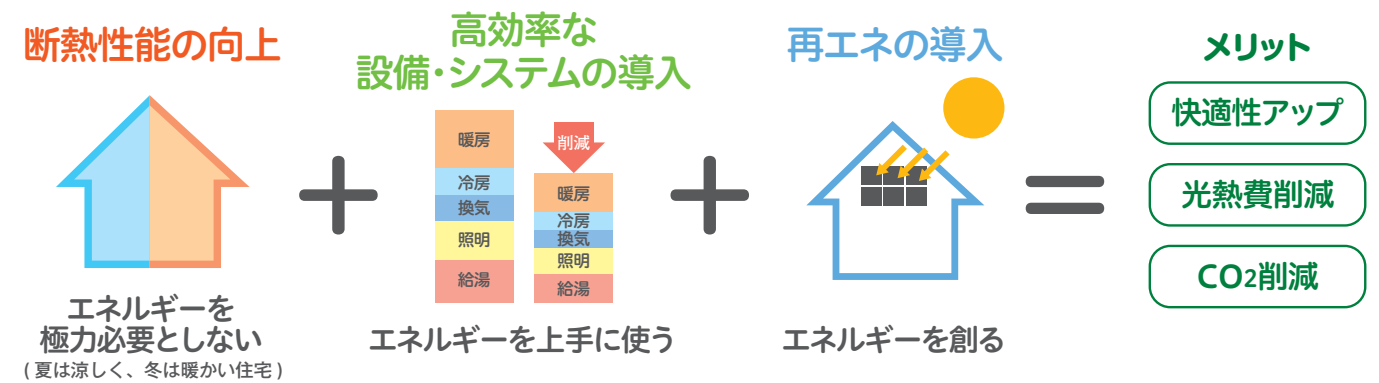
各補助事業の詳細は、SIIのホームページをご覧ください		下記のホームページから「公募要領」をダウンロードできます。	
「ZEH支援事業」	https://sii.or.jp/moe_zeh02/	「低中層ZEH-M促進事業」	https://sii.or.jp/moe_zeh_m02/
「先進的再エネ熱等導入支援事業」	https://sii.or.jp/moe_zeh_m02/	TEL 03-5565-4533	【受付時間】平日 10:00～17:00
TEL 03-5565-4030	【受付時間】平日 10:00～17:00	「高層ZEH-M支援事業」	https://sii.or.jp/moe_zeh_m02/
「ZEH+実証事業」	https://sii.or.jp/meti_zeh02/	TEL 03-5565-4030	【受付時間】平日 10:00～17:00
「令和元年度補正 ZEH+R強化事業」	https://sii.or.jp/zeh_plus_r01r/	「超高層ZEH-M実証事業」	https://sii.or.jp/meti_zeh_m02/
TEL 03-5565-4081	【受付時間】平日 10:00～17:00	TEL 03-5565-4081	【受付時間】平日 10:00～17:00

補助金申請において、虚偽の申請・不正受給等の不正行為に対して、厳正に対処いたします。申請される皆さまは十分ご留意いただきますようお願いいたします。
「地域型住宅グリーン化事業」の事業詳細については当該事業の執行団体に問い合わせ下さい。



ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) とは

外皮の断熱性能の大幅な向上と、高効率な設備・システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネを実現(省エネ基準比20%以上)。その上で、再エネを導入して、年間の一次エネルギーの収支をゼロとすることを目指した住宅をZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)といいます。



新築住宅を建築・購入等[※]する個人が対象の補助事業

※既存住宅を改築する場合も含まれます

- ゼッチ ZEH** (P3 参照)
 - 補助金名: ZEH支援事業
 - 補助額: 60万円/戸
- ゼッチ・プラス ZEH+** (P3 参照)
 - 補助金名: ZEH+実証事業
 - 補助額: ZEH+:105万円/戸
次世代ZEH+:105万円+α/戸
- ゼッチ・プラス・アール ZEH+R** (P4 参照)
 - 補助金名: ZEH+ R強化事業 (プラス)
 - 補助額: 115万円/戸+下記①②③のうちいずれかを導入した場合に補助金を加算
 - ①蓄電システムの購入費用
2万円/kWh、補助対象経費の1/3又は20万円のいずれか低い額を加算
 - ②太陽熱利用温水システムの購入費用
【液体式】17万円/戸
【空気式】60万円/戸
 - ③停電自立型燃料電池
定額4万円~11万円/戸
※仕様、燃料種別等により3万円加算
複数に該当する場合は重複適用

2020 年の ZEH 補助金

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス

【関連事業】
地域型住宅グリーン化事業
(執行団体: 一般社団法人 環境共生住宅推進協議会)
TEL 03-5579-8250

新築住宅を開発する事業者等が対象の補助事業

- ゼッチ・マンション 超高層ZEH-M** (P5 参照)
 - 補助金名: 超高層ZEH-M実証事業
 - 補助額: 補助対象経費の2/3以内
上限3億円/年、10億円/事業
※事業期間は最長5年とする
- ゼッチ・マンション 高層ZEH-M** (P5 参照)
 - 補助金名: 高層ZEH-M 支援事業
 - 補助額: 補助対象経費の1/2以内
上限4億円/年、8億円/事業、補助事業の費用対効果
※事業期間は最長4年とする
- NEW ゼッチ・マンション 低中層ZEH-M** (P6 参照)
 - 補助金名: 低中層ZEH-M促進事業
 - 補助額: 50万円/戸
上限3億円/年、6億円/事業
※事業期間は最長3年とする

その他のZEH関連事業

「コミュニティZEHによるレジリエンス強化事業」(災害時に複数のZEH等と地域に貢献する施設等が一体となりネット・ゼロ・エネルギー達成を目指すコミュニティを補助する事業)については、SIIのホームページをご確認ください。

https://sii.or.jp/com_zeh01r/

★「先進的再エネ熱等導入支援事業」と併願可能

ZEH又はZEH-Mの要件を満たした住宅に導入する、直交集成板(CLT)、地中熱ヒートポンプ・システム、PVTシステム、液体集熱式太陽熱利用システム、蓄電システムに対する補助金 (P4 参照)

各補助事業の主なポイント

1 ZEH

ZEH支援事業

対象となる住宅

- ・『ZEH』
- ・Nearly ZEH
(寒冷地、低日射地域、多雪地域に限る)
- ・ZEH Oriented
(都市部狭小地の二階建以上及び多雪地域に限る)

交付要件の 主なポイント

- ①ZEHロードマップにおける『ZEH』の定義を満たしていること
- ②SIIに登録されているZEHビルダー/プランナーが関与(設計、建築、改修又は販売)する住宅であること

補助額

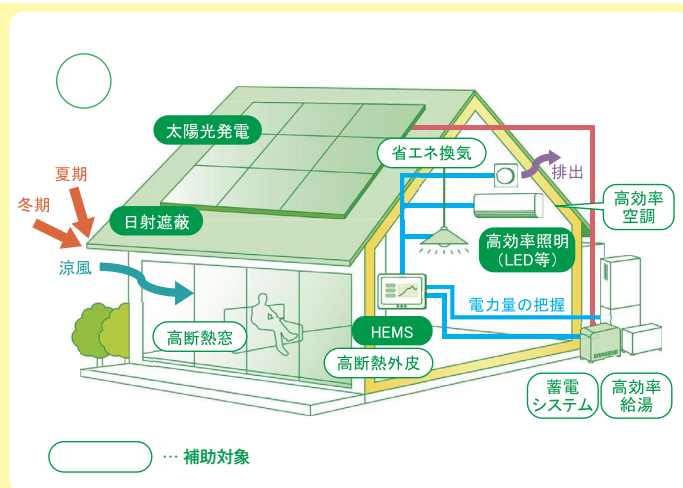
60万円/戸

補助対象住宅に蓄電システム(定置型)を導入する場合は**2万円/kWh**、補助対象経費の1/3又は20万円のいずれか低い額を加算

公募方法

先着方式

一般公募及び新規取り組みZEHビルダー/プランナー向け公募に分けて実施します



2 ZEH+

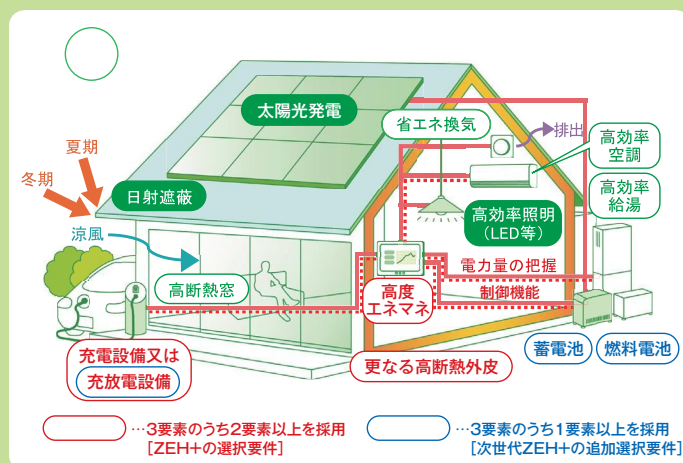
ZEH+実証事業

対象となる住宅

- ・『ZEH+』
- ・Nearly ZEH+
(寒冷地、低日射地域、多雪地域に限る)

交付要件の 主なポイント

- <ZEH+に係る要件>
- ①ZEHロードマップにおける『ZEH』の定義を満たしていること且つ、以下のIとIIを満たすこと
 - I. 更なる省エネルギーの実現
(省エネ基準から25%以上の一次エネルギー消費量削減)
 - II. 以下の再生可能エネルギーの自家消費拡大措置のうち2つ以上を導入すること
 1. 外皮性能の更なる強化
 2. 高度エネルギーマネジメント
 3. 電気自動車(PHV車を含む)を活用した自家消費の拡大措置のための充電設備又は充放電設備
 - ②SIIに登録されているZEHビルダー/プランナーが関与(設計、建築、改修又は販売)する住宅であること
- <次世代ZEH+に係る要件>
- ③「ZEH+に係る要件」を満たしていること且つ、以下のいずれか1つ以上を導入
 1. 蓄電システム
 2. 燃料電池
 3. V2H充電設備(充放電設備)



補助額

●ZEH+

105万円/戸

●次世代ZEH+

105万円/戸

- ・蓄電システム(定置型): **2万円/kWh**、補助対象経費の1/3又は20万円のいずれか低い額を加算
- ・燃料電池: **定額4万円～11万円**を加算
※仕様、燃料種別等により3万円を加算。複数に該当する場合は重複適用
- ・V2H充電設備(充放電設備): 補助対象経費の1/2又は75万円のいずれか低い金額を加算

公募方法

事前枠付与方式

ZEHビルダー/プランナーからの提案応募に基づき設定された補助対象件数の上限枠内でご応募いただきます
提案応募のあったZEHビルダー/プランナーに対してZEH+、次世代ZEH+それぞれの戸数割当を決定し通知します
なお、「ZEHビルダー/プランナー評価制度」において、3つ星以上の評価を得ているZEHビルダー/プランナーには、必ず1枠以上付与します

3 ZEH+R

ZEH+R強化事業

対象となる住宅

- ・『ZEH+』
- ・Nearly ZEH+
(寒冷地、低日射地域、多雪地域に限る)

交付要件の 主なポイント

- ①ZEH+を満たす住宅であること
- ②停電時に、以下のいずれかにより、主たる居室で電源を確保できること
 - ・太陽光発電システムのPCS等から取り出す非常用電力を主たる居室を含む3箇所以上の非常用コンセントに配線する計画
 - ・太陽光発電システム、太陽光発電システムにより発電された電力を蓄電する蓄電システム又は停電自立型燃料電池のいずれかから、住宅内又はその一部に電力供給することが可能な計画
- ③「蓄電システム」「自立制御電源を確保した太陽熱利用温水システム」「停電自立型燃料電池」のうち1つ以上を導入すること

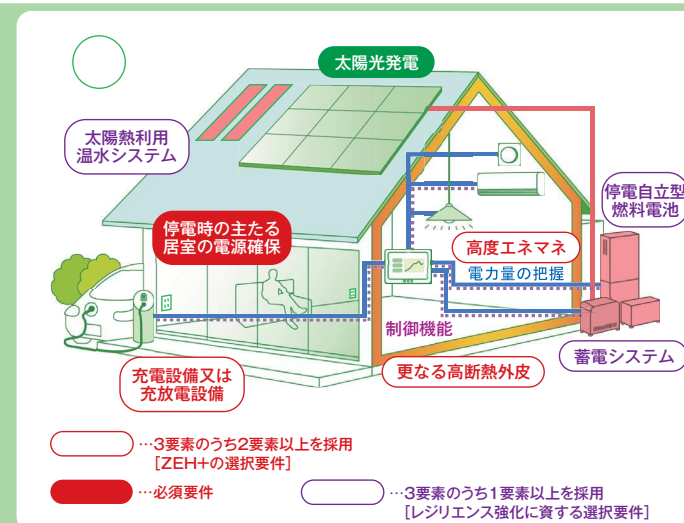
補助額

115万円/戸

- ・蓄電システム(定置型): **2万円/kWh**、補助対象経費の1/3又は20万円のいずれか低い額を加算
- ・太陽熱利用温水システム:【液体式】**17万円/戸** 【空気式】**60万円/戸**
- ・停電自立型燃料電池: **定額4万円～11万円**を加算
※仕様、燃料種別等により3万円加算。複数に該当する場合は重複適用

公募方法

先着方式



★ 先進的再エネ熱等導入支援事業

対象となる住宅

「令和2年度 ZEH支援事業」、「令和2年度 ZEH+実証事業」又は「令和2年度 低中層ZEH-M促進事業」のいずれかの交付決定を受けた補助対象住宅

補助対象

以下のいずれかの建材・設備

- ①直交集成板(CLT)
- ②地中熱ヒートポンプ・システム
- ③PVTシステム
- ④液体集熱式太陽熱利用システム
- ⑤蓄電システム(ZEH+実証事業においてZEH+の補助対象住宅に導入する場合に限る)

補助額

- ①90万円/戸(低中層ZEH-Mに導入する場合は10万円/㎡(上限:1,500万円/棟))
- ②90万円/戸
- ③【液体式】65万円/戸もしくは、80万円/戸
【空気式】90万円/戸
- ④12万円/戸もしくは、15万円/戸
- ⑤2万円/kWh、補助対象経費の1/3又は20万円のいずれか低い額を加算

公募方法

先着方式

併願申請する「令和2年度 ZEH支援事業」、「令和2年度 ZEH+実証事業」又は「令和2年度 低中層ZEH-M促進事業」のいずれかの交付申請を行った後に申請すること(同時申請も可能)

<ZEHの定義>

『ZEH』 以下の①～③の全てに適合した住宅
①強化外皮基準(1～8地域の平成28年省エネルギー基準(ηAC値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、UA値 1、2地域:0.4[W/㎡K]以下、3地域:0.5[W/㎡K]以下、4～7地域:0.6[W/㎡K]以下) ②再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減 ③再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上の一次エネルギー消費量削減

Nearly ZEH

以下の①～③の全てに適合した住宅
①強化外皮基準(1～8地域の平成28年省エネルギー基準(ηAC値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、UA値 1、2地域:0.4[W/㎡K]以下、3地域:0.5[W/㎡K]以下、4～7地域:0.6[W/㎡K]以下) ②再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減 ③再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から75%以上100%未満の一次エネルギー消費量削減

ZEH Oriented

以下の①、②に適合した住宅
①強化外皮基準(1～8地域の平成28年省エネルギー基準(ηAC値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、UA値 1、2地域:0.4[W/㎡K]以下、3地域:0.5[W/㎡K]以下、4～7地域:0.6[W/㎡K]以下) ②再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減
※再生可能エネルギー未導入でも可
※都市部狭小地(北側斜線制限の対象となる用途地域(第一種及び第二種低層住宅専用地域並びに第一種及び第二種中高層専用地域)等であって、敷地面積が85㎡未満である土地。但し、住宅が平屋建ての場合は除く)等に建築される場合に限る



ゼッチ・マンション
超高層ZEH-M／高層ZEH-M

対象となる住棟

- 『ZEH-M』
- Nearly ZEH-M
- ZEH-M Ready
- ZEH-M Oriented

交付要件の 主なポイント

- 集合住宅におけるZEHロードマップの「ZEH-Mの定義」を満たしていること
且つ、以下のIとIIを満たすこと
I.住宅用途部分が21層以上(超高層ZEH-M)、
6層以上20層以下(高層ZEH-M)の集合住宅であること
II.BELS評価書を活用した営業広報を行うこと
- 補助事業者は以下のいずれかであること
I.SIIに登録されているZEHデベロッパー(建築主)
II.個人または不動産業以外の法人であり、
ZEHデベロッパー(建築請負会社)に
補助事業の発注を計画している建築主

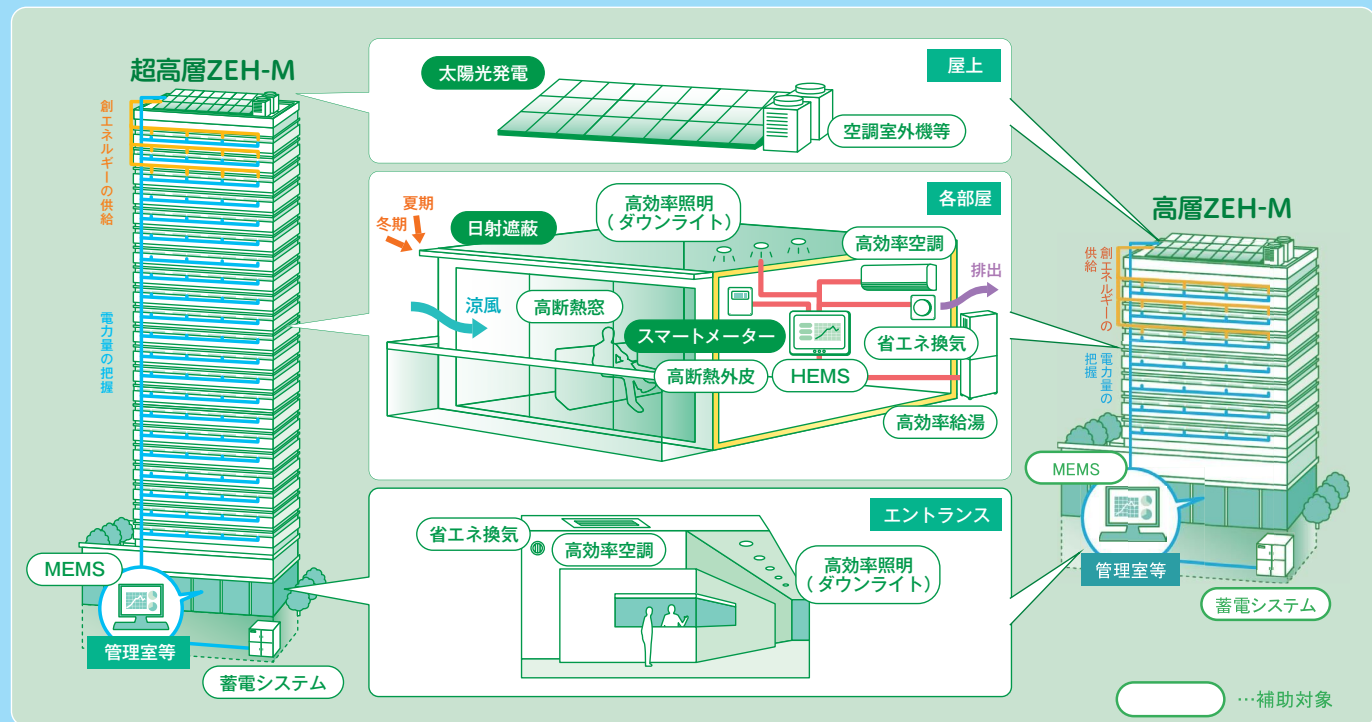
補助額

- 超高層ZEH-M
補助対象経費の2/3以内
※事業期間は最長5年とする
(上限:3億円/年、10億円/事業)
- 高層ZEH-M
補助対象経費の1/2以内
※事業期間は最長4年とする
(上限:4億円/年、8億円/事業、
補助事業の費用対効果)

採択方式

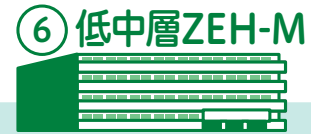
審査採択方式

申請件数が予算額を超えた場合は
審査により採択案件を決定します
(申請は住棟単位、公募は1回を予定)



<ZEH-Mの定義>

- 『ZEH-M』 以下の①～③の全てに適合した集合住宅(住棟)
①当該住棟に含まれる全ての住戸について、強化外皮基準(1～8地域の平成28年省エネルギー基準(η AC値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、UA値 1、2地域:0.40[W/m²K]以下、3地域:0.50[W/m²K]以下、4～7地域:0.60[W/m²K]以下)に適合 ②再生可能エネルギー等を除き、共用部を含む当該住棟全体で、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減 ③再生可能エネルギー等を加えて、共用部を含む当該住棟全体で、基準一次エネルギー消費量から100%以上の一次エネルギー消費量削減
- Nearly ZEH-M 以下の①～③の全てに適合した集合住宅(住棟)
①当該住棟に含まれる全ての住戸について、強化外皮基準(1～8地域の平成28年省エネルギー基準(η AC値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、UA値 1、2地域:0.40[W/m²K]以下、3地域:0.50[W/m²K]以下、4～7地域:0.60[W/m²K]以下)に適合 ②再生可能エネルギー等を除き、共用部を含む当該住棟全体で、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減 ③再生可能エネルギー等を加えて、共用部を含む当該住棟全体で、基準一次エネルギー消費量から75%以上100%未満の一次エネルギー消費量削減
- ZEH-M Ready 以下の①～③の全てに適合した集合住宅(住棟)
①当該住棟に含まれる全ての住戸について、強化外皮基準(1～8地域の平成28年省エネルギー基準(η AC値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、UA値 1、2地域:0.40[W/m²K]以下、3地域:0.50[W/m²K]以下、4～7地域:0.60[W/m²K]以下)に適合 ②再生可能エネルギー等を除き、共用部を含む当該住棟全体で、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減 ③再生可能エネルギー等を加えて、共用部を含む当該住棟全体で、基準一次エネルギー消費量から50%以上75%未満の一次エネルギー消費量削減
- ZEH-M Oriented 以下の①、②に適合した集合住宅(住棟)
①当該住棟に含まれる全ての住戸について、強化外皮基準(1～8地域の平成28年省エネルギー基準(η AC値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、UA値 1、2地域:0.40[W/m²K]以下、3地域:0.50[W/m²K]以下、4～7地域:0.60[W/m²K]以下)に適合 ②再生可能エネルギー等を除き、共用部を含む当該住棟全体で、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減



ゼッチ・マンション
低中層ZEH-M NEW

対象となる住棟

- 『ZEH-M』
- Nearly ZEH-M
- ZEH-M Ready
(住宅部分が4・5層の集合住宅に限る)

交付要件の 主なポイント

- 集合住宅におけるZEHロードマップの「ZEH-Mの定義」を満たしていること
且つ、以下のI～IIIを満たしていること
I.住宅用途部分が5層以下であること
II.住宅用途部分が1層～3層の集合住宅は
Nearly ZEH-M以上、4・5層の集合住宅は
ZEH-M Ready以上であること
III.BELS評価書を活用した営業広報を行うこと
- 補助事業者は以下のいずれかであること
I.SIIに登録されているZEHデベロッパー(建築主)
II.個人または不動産業以外の法人であり、
ZEHデベロッパー(建築請負会社)に補助事業の発注を計画している建築主

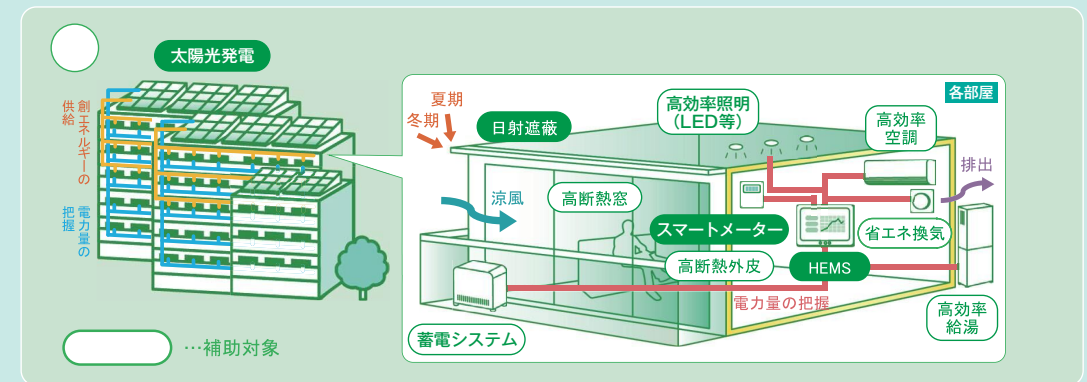
補助額

- 50万円/戸
※事業期間は最長3年とする
(上限:3億円/年、6億円/事業)
専有部に蓄電システム(定置型)を設置する場合:
2万円/kWh、補助対象経費の1/3又は20万円
(ただし一定の条件を満たした場合24万円)
のいずれか低い額を加算

採択方式

審査採択方式

申請件数が予算額を超えた場合は審査により採択
案件を決定します(申請は住棟単位、公募は1回を予定)



登録制度について

ZEHビルダー／プランナーとは

自社が受注する住宅のうちZEH(『ZEH』、Nearly ZEH、ZEH Orientedを含む)が占める割合を2020年度までに50%以上とする目標を掲げるハウスメーカー、工務店、建築設計事務所、リフォーム業者、建売住宅販売者等のこと。SIIは「ZEHビルダー／プランナー」を、公募、登録、公表しています。



ZEHデベロッパーとは

「ZEH-M普及に向けた取組計画」「その進捗状況」「ZEH-M導入計画」「ZEH-M導入実績」を公表し、ZEH-Mの案件形成の中心的な役割を担う建築主(マンションデベロッパー、所有者等)や建築請負会社(ゼネコン、ハウスメーカー等建設会社)のこと。SIIは「ZEHデベロッパー」を公募、登録、公表しています。



ZEHビルダー／プランナー、
ZEHデベロッパーに関する詳細は
SIIホームページをご覧ください。

ZEHビルダー／プランナー
ZEHデベロッパー

https://sii.or.jp/meti_zeh02/builder/
https://sii.or.jp/meti_zeh_m02/zeh_dev/

ZEHビルダー／
プランナー
登録

ZEH
デベロッパー
登録

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
実績報告期間 4/7～6/30	第1回実績公表 (ZEHビルダー/ プランナー評価公表)	5/22	6/26	第2回実績公表 (ZEHビルダー/ プランナー評価公表)							
新規登録 第1回～4/17				新規登録 第3回以降	第3回実績公表 (ZEHビルダー/ プランナー評価公表)						
新規登録 第2回～5/7											
		6/15	7/29	第1回実績公表							
実績報告期間 4/7～6/22			7/10	第2回実績公表							
新規登録 第1回～5/25				新規登録 第2回以降							

香川県住宅用太陽光発電補助金のご案内

(香川県住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金)

県では、住宅用太陽光発電システム及び住宅用蓄電システムを設置する場合に、その経費の一部を補助します。

□補助対象

- ① 住宅用太陽光発電システムを設置する場合
- ② 住宅用太陽光発電システムを設置している住宅に住宅用蓄電システムを設置する場合
- ③ 住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電システムを同時に設置する場合
 - ・ 工事着工前(建売住宅の場合は引き渡し前)に県の交付決定を受ける必要があります。
 - ・ 蓄電システムは、電力会社と10kW 未満の電力受給契約をしている又はしていた太陽光発電システムと連携する必要があります。

□補助金額

住宅用太陽光発電システム **1.3 万円/kW** (上限 5 万円、千円未満切り捨て)

ただし、増設の場合には、県補助金を受けた既設分を含めて5万円まで

住宅用蓄電システム **設備費(パッケージ型番)の1/10** (上限 10 万円、千円未満切り捨て)

ただし、増設の場合には、県補助金を受けた既設分を含めて10万円まで

□申請等の手続き

必要書類を、提出期限内に下記の提出先まで送付してください。

詳細は、県ホームページ「香川の環境」でご確認ください。(http://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyo/)

※設置業者など手続代行者による提出も受け付けます。

◇ 申請の受付期間: 令和2年4月15日(水) ~ 令和3年1月 29 日(金)【17 時必着】

◇ 実績報告書の提出期限: 令和3年3月31日(水)【17 時必着】(設置後、速やかに提出ください。)

□提出・問合せ先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県環境森林部環境政策課 地球温暖化対策グループ

電話: 087-832-3851(直通)

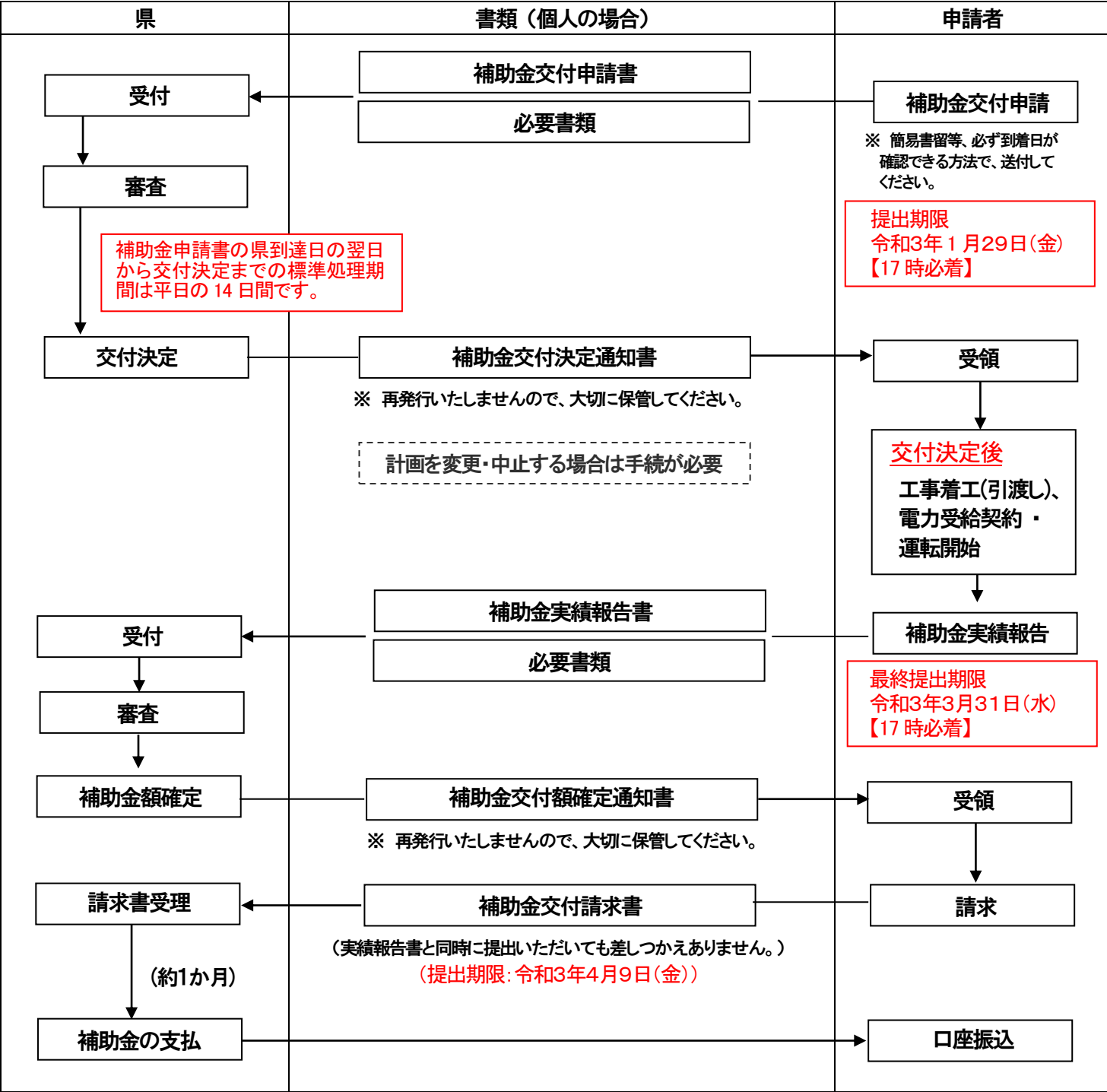
受付時間: 9:00~12:00、13:00~17:00 (土曜、日曜、祝日、年末年始を除きます。)

- ・書類の提出は、原則として郵送(配達を確認できる簡易書留など)のみとなります。
- ・持参の場合は、書類の受け取りのみとなります。(その場での審査は行いません。)

□対象となる条件

- ① 県内の住宅(店舗、事務所等との兼用を含む)に未使用の住宅用太陽光発電システム及び住宅用蓄電システムを設置(設置された建売住宅の購入を含む)する個人(個人事業主を含む)、法人、または区分所有法で規定する管理者であること
- ② 電力会社と10kW未満(増設の場合は既設分を含む)の太陽光発電設備の電力受給契約を締結すること
- ③ 蓄電池は、国の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業」の対象機器として登録されているもの
- ④ J-クレジット制度に基づき県が運営・管理する「かがわスマートグリーン・バンク(太陽光発電)」に入会すること
- ⑤ 県税(個人住民税を含む)の滞納がないこと
- ⑥ 暴力団員等でないこと(香川県補助金等交付規則第5条の2各号のいずれにも該当しないこと)

□手続の流れ



※ 必要書類の詳細については、県ホームページまたは「手続の手引き」でご確認ください。

高松市太陽熱利用システム 設置費補助制度の御案内

補助対象となる太陽熱利用システム

不凍液等を強制循環する太陽集熱器と蓄熱槽等によって構成されたシステムであって、次の要件を満たすもの

- ・住宅への給湯及び冷暖房の用に供するものであること。
- ・住宅の屋根などへの設置に適したものであること。
- ・設置する時点においてすべて未使用であること。

補助金の交付対象者

次の要件を満たす方です（法人は対象外）。

- （１）本市の区域内に住所を有する方（単身赴任等の理由により、一時的に本市の区域内に居住しない場合も含む。）
- （２）本市の区域内に所在し、自らが居住する住居等に設置しようとする方（一部を事務所、事業所、店舗その他これらに類する用途に供するもの、又は（１）に該当する方と同一生計にある方が居住の用に供する場合も含む。）
- （３）本市の市税を滞納していない方

※ 補助金の交付は一世帯につき１回限りです。

※ 住民票及び市税の納付状況については、交付申請時に本市で確認いたします。予約番号を受領されていても、交付要件を満たさない場合や、受付期間内に補助金交付申請書（様式第５号）を提出しない場合は、補助金を交付できませんので、御注意ください。

補助金の額

補助対象経費 × 1 / 10 （上限６万円）※ 千円未満の端数は、切り捨てとします。

【補助対象経費】※以下の費用の合計額（税込）です。

- （１）対象システムを構成する機器であって次に掲げるものに係る購入費
 - ア 太陽集熱器
 - イ 蓄熱槽及び附帯機器
 - ウ 架台
 - エ 配管及び配線等部材
- （２）対象システムの設置に係る工事費

申請書受付期間及び提出先

(1) 受付期間

設置工事の着手前と完了後の2回、申請書の提出が必要です。

【1回目（設置工事の着手前）】 補助金交付予約申請

- ・令和2年4月15日（水）から令和3年1月29日（金）まで
- ・提出は持参のみ（郵送不可）

※ 予約申請書の受付は、予算がなくなり次第終了となりますので、お早めに御提出ください。

※ 予約申請をしていなければ補助を受けることができません。

【2回目（設置工事の完了後）】 補助金交付申請

- ・令和3年3月31日（水）（必着）まで
- ・提出は持参又は郵送

※ 郵送の場合は、到着日が確認できる方法（書留等）とし、提出期限必着としてください。

(2) 提出先

環境総務課地球温暖化対策室又は各総合センター（牟礼・香川・勝賀・国分寺）若しくは各支所（庵治・塩江・香南）まで御提出ください。郵送の場合は、環境総務課地球温暖化対策室宛てとしてください。

必要書類

申請書類等の様式はホームページよりダウンロードしてください。なお、押印は認印でも構いませんが、全ての提出書類に同じ印鑑を使用してください。

【1回目】設置工事着手前

補助金交付予約申請書（様式第1号）及び様式第1号別紙

添付書類

□ 工事着手前の現況を確認できるカラー写真

●新築する住宅（住宅を購入する場合を含む。）に対象システムを設置する場合

①工事着工前の土地等の現況写真

●既築の住宅に対象システムを設置する場合

①設置予定住宅の全体写真

②太陽集熱器を設置する場所（屋根等）の写真 ③蓄熱槽及び附帯機器を設置する場所の写真

●対象システムが設置されている建売住宅を購入する場合

①購入予定住宅の全体写真 ②太陽集熱器の写真 ③蓄熱槽及び附帯機器の写真

添付書類

- ☐ 対象システムの設置工事請負契約書・住宅の工事請負契約書又は不動産売買契約書の写し
 - 新築する住宅（住宅を購入する場合を含む。）に対象システムを設置する場合
 - ①対象システムの設置工事請負契約書の写し（注文書と注文請書の写しでも可）
 - ②住宅の工事請負契約書（新築の場合）又は不動産売買契約書（住宅を購入する場合）の写し
 - 既築の住宅に対象システムを設置する場合
 - ①対象システムの設置工事請負契約書の写し（注文書と注文請書の写しでも可）
 - 対象システムが設置されている建売住宅を購入する場合
 - ①不動産売買契約書の写し
 - ②対象システムの未使用証明（※ 様式はホームページに掲載しています。）
- ☐ 補助対象経費の合計額の内訳が分かる書類（見積書等）
- ☐ 対象システムの型番や仕様等が確認できる書類（製品カタログ等）

【随時】申請内容の変更や工事の中止があった場合

補助金交付予約変更・中止申請書（様式第3号）

予約申請後、住宅の所在地、対象システムの設置予定場所、補助対象経費の合計額若しくは補助金交付申請予定額を変更しようとする場合、又は、事業を中止しようとする場合は、速やかに補助金交付予約変更・中止申請書（様式第3号）を提出してください。

【2回目】設置完了後

補助金交付申請書（様式第5号）

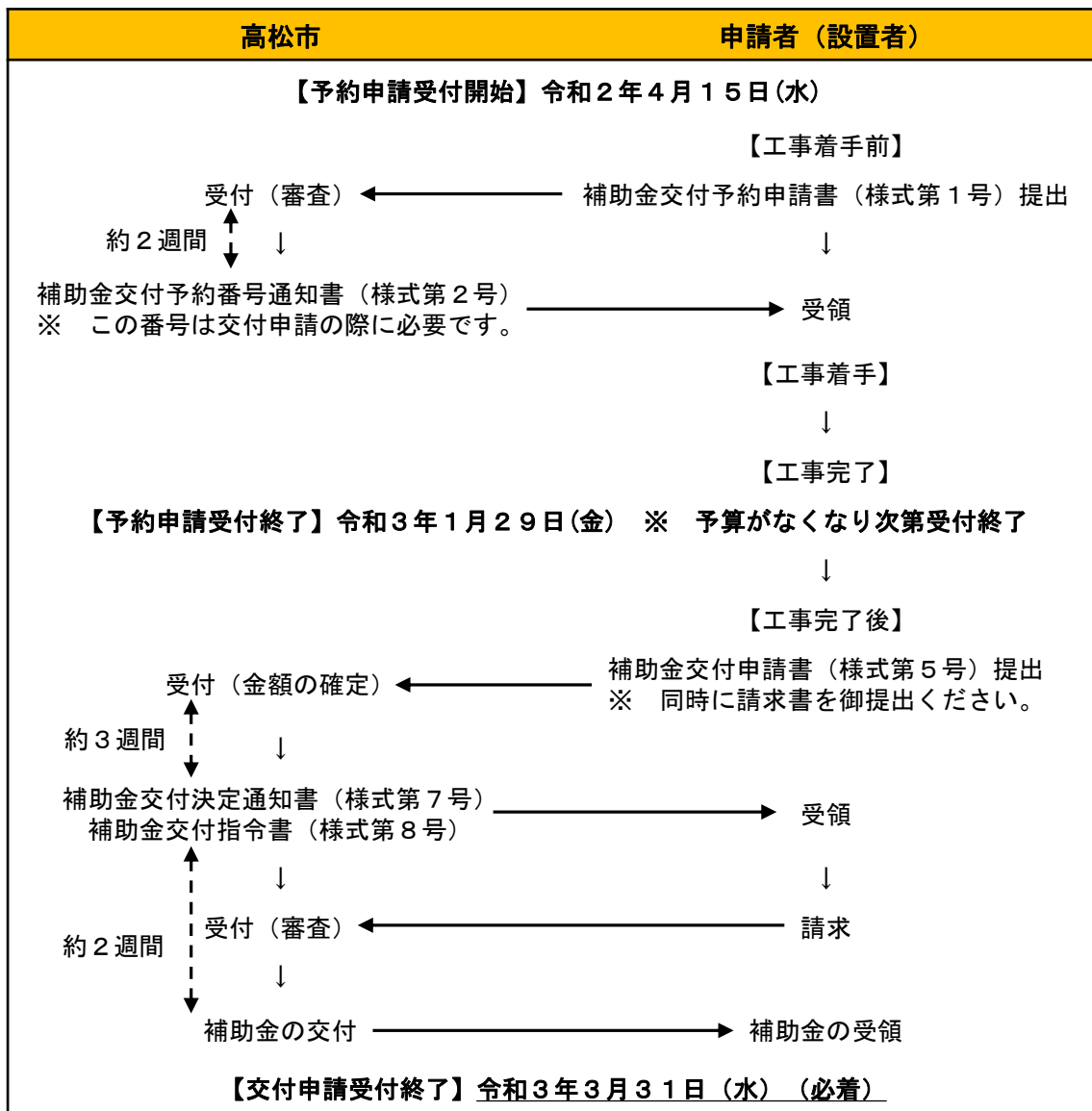
添付書類

- ☐ 設置後の対象システムの状況を示すカラー写真
 - ①対象システムが設置された住宅等の全体写真
 - ②太陽集熱器の写真 ③蓄熱槽及び附帯機器の写真
 - ☐ 対象システムの設置に係る経費の支払が完了したことを確認することのできる書類（領収書等）の写し（建売住宅の場合は、住宅の購入に係る経費の支払が完了したことを確認することのできる書類（領収書等）の写し）
 - ☐ 対象システムの設置に要した経費の内訳書（様式第6号）
 - ☐ 対象システムを設置した住宅の場所の分かる地図
 - ☐ 住宅以外の場所（カーポート等）に設置した場合、対象システムを設置した場所の分かる図面（地図上で位置を示した図面等）
 - ☐ 請求書【申請書と同じ印鑑を必ず押印してください。】
- ※ 補助金交付申請書を提出する時に請求書を併せて提出していただきますが、請求書の提出に関わらず、補助金は市が審査の上、交付決定したものについて支払われます。

その他

- (1) 受付期間を過ぎたものや書類不備等の場合は、補助金を交付できません。
- (2) 工事着手後は翌年度以降で再度の予約申請はできませんので御注意ください。
- (3) ここで紹介した内容は概要です。詳しくは要綱を御覧ください。

補助金交付申請手続きの流れ



お知らせがある場合は、市ホームページに掲載しますので、そちらも御確認ください。

【お問合せ先】

高松市環境局環境総務課地球温暖化対策室

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

TEL：(087) 839-2394 FAX：(087) 839-2390

メール：kankyou_s@city.takamatsu.lg.jp

高松市太陽光発電システム等 設置費補助制度の御案内（住宅用）

補助対象となる太陽光発電システム等

- (1) 太陽光発電システム（太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、保護装置など）であって、次の要件を満たすもの
- ・電気事業者の配電線と連系するものであること。
 - ・太陽電池モジュールの最大出力の合計値が10kW（キロワット）未満であること。
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電システム
- 定置用リチウムイオン蓄電池及び電力変換装置（インバータ及びパワーコンディショナー等）からなるシステムの購入費
- (3) 電気自動車等充給電設備
- 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車への充電及び電気自動車等から住宅への電気の供給が可能な設備の購入費
- ※ 発電システム等は設置する時点において全て未使用であること。
- ※ (2)、(3)については、(1)と同時に併設される方で未使用のものに限ります。

補助金の交付対象者

次の要件を満たす方です（法人は対象外）。

- (1) 本市の区域内に住所を有する方（単身赴任等の理由により、一時的に本市の区域内に居住しない場合も含む。）
- (2) 本市の区域内に所在し、自らが居住する住居等に設置しようとする方（一部を事務所、事業所、店舗その他これらに類する用途に供するもの、又は(1)に該当する方と同一生計にある方が居住の用に供する場合も含む。）
- (3) 本市の市税を滞納していない方

※ 補助金の交付は一世帯につき1回限りです。

※ 住民票及び市税の納付状況については、交付申請時に本市で確認いたします。予約番号を受領されていても、交付要件を満たさない場合や、受付期間内に補助金交付申請書（様式第5号）を提出しない場合は、補助金を交付できませんので、御注意ください。

補助金の額

- (1) 基本額 次のアからウの合計額
- ア 太陽光発電システム（上限5万円）
- 1万円 × 発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力の合計値（kW）
- ※ 最大出力の合計値については、小数点以下第3位を四捨五入します。
- イ 定置用リチウムイオン蓄電システム 8万円
- ウ 電気自動車等充給電設備 5万円
- (2) 加算額 要件を満たす場合はアの金額と同額を上乗せ（要件については注意事項を参照）

申請書受付期間及び提出先

(1) 受付期間

設置工事の着手前と完了後の2回、申請書の提出が必要です。

【1回目（設置工事の着手前）】 補助金交付予約申請（様式第1号）

- ・令和2年4月15日（水）から令和3年1月29日（金）まで
- ・提出は持参のみ（郵送不可）

※ 予約申請書の受付は、予算がなくなり次第終了となりますので、お早めに御提出ください。

※ 予約申請をしていなければ補助を受けることができません。

【2回目（設置工事の完了後）】 補助金交付申請（様式第5号）

- ・令和3年3月31日（水）（必着）まで
- ・提出は持参又は郵送

※ 郵送の場合は、到着日が確認できる方法（書留等）とし、提出期限必着としてください。

(2) 提出先

環境総務課地球温暖化対策室又は各総合センター（牟礼・香川・勝賀・国分寺）若しくは各支所（庵治・塩江・香南）まで御提出ください。郵送の場合は、環境総務課地球温暖化対策室宛てとしてください。

必要書類

申請書類等の様式はホームページよりダウンロードしてください。なお、押印は認印でも構いませんが、全ての提出書類に同じ印鑑を使用してください。

【1回目】設置工事着手前

補助金交付予約申請書（様式第1号）及び様式第1号別紙

添付書類

□ 工事着手前の現況を確認できるカラー写真

- 新築する住宅（住宅を購入する場合を含む。）に発電システム等を設置する場合

①工事着手前の土地等の現況写真

- 既築の住宅に発電システム等を設置する場合

①設置予定住宅の全体写真 ②発電システムを設置する全ての屋根面の写真

- 発電システム等が設置されている建売住宅を購入する場合

①購入予定住宅の全体写真 ②発電システムが設置された全ての屋根面の写真

（蓄電システムや充給電設備を併設する場合のみ追加で必要）

蓄電システムや充給電設備設置予定場所の写真（建売住宅の場合は設置場所の写真）

□ 発電システム等の設置工事請負契約書・住宅の工事請負契約書又は不動産売買契約書の写し

- 新築する住宅（住宅を購入する場合を含む。）に発電システム等を設置する場合

①発電システム等の設置工事請負契約書の写し（注文書と注文請書の写しでも可）

②住宅の工事請負契約書（新築の場合）又は不動産売買契約書（住宅を購入する場合）の写し

- 既築の住宅に発電システム等を設置する場合

①発電システム等の設置工事請負契約書の写し（注文書と注文請書の写しでも可）

- 発電システム等が設置されている建売住宅を購入する場合

①不動産売買契約書の写し

②発電システム等の未使用証明（※ 様式はホームページに掲載しています。）

添付書類

☐ 発電システム等の補助対象経費の合計額の内訳が分かる書類（見積書等）

（蓄電システムや充給電設備を併設する場合のみ追加で必要）

☐ 蓄電システムや充給電設備の型番・型式、製造番号、パッケージ型番等が確認できる書類（製品カタログ等）

（新築する住宅（住宅を購入する場合を含む。）及び建売住宅の場合のみ追加で必要）

☐ 住宅及び発電システム等を設置する予定の場所の分かる地図

【随時】申請内容の変更や工事の中止があった場合

補助金交付予約変更・中止申請書（様式第3号）

予約申請後、住宅の所在地、発電システム等の設置予定場所、太陽電池モジュールの最大出力の合計値若しくは補助金交付申請予定額を変更しようとする場合、又は、事業を中止しようとする場合は、速やかに補助金交付予約変更・中止申請書（様式第3号）を提出してください。

【2回目】設置完了後

補助金交付申請書（様式第5号）

添付書類

☐ 電気事業者の配電線との連系を証する書類（電力受給契約書等）の写し

※ 電力受給開始日が確認できる書類も併せて必要

☐ 出力対比表の写し又は太陽電池モジュールの製造番号表（様式第5号の2）

☐ 設置後の発電システム等の状況を示すカラー写真

①発電システムが設置された住宅等の全体写真

②太陽電池モジュールの写真（※ モジュールの枚数が確認できるもの） ③インバータの写真

（蓄電システムや充給電設備を併設する場合のみ追加で必要）

④型番・型式、製造番号が確認できる写真

⑤設置の状況が確認できる写真

☐ 写真で太陽電池モジュールの枚数が確認できない場合は、太陽電池モジュールの設置面ごとに、その設置状況及び枚数が確認できる図面

（蓄電システムや充給電設備を併設する場合のみ追加で必要）

☐ 蓄電システムや充給電設備の設置場所の確認できる図面

☐ 発電システム等の設置に要した経費の支払が完了したことを確認することのできる書類（領収書等）の写し（建売住宅の場合は、住宅の購入に係る経費の支払が完了したことを確認することのできる書類（領収書等）の写し）

☐ 発電システム等の設置に要した経費の内訳書（様式第5号の3）

☐ 発電システム等を設置した住宅の場所の分かる地図

☐ 住宅以外の場所（カーポート等）に設置した場合、発電システム等を設置した場所の分かる図面（地図上で位置を示した図面等）

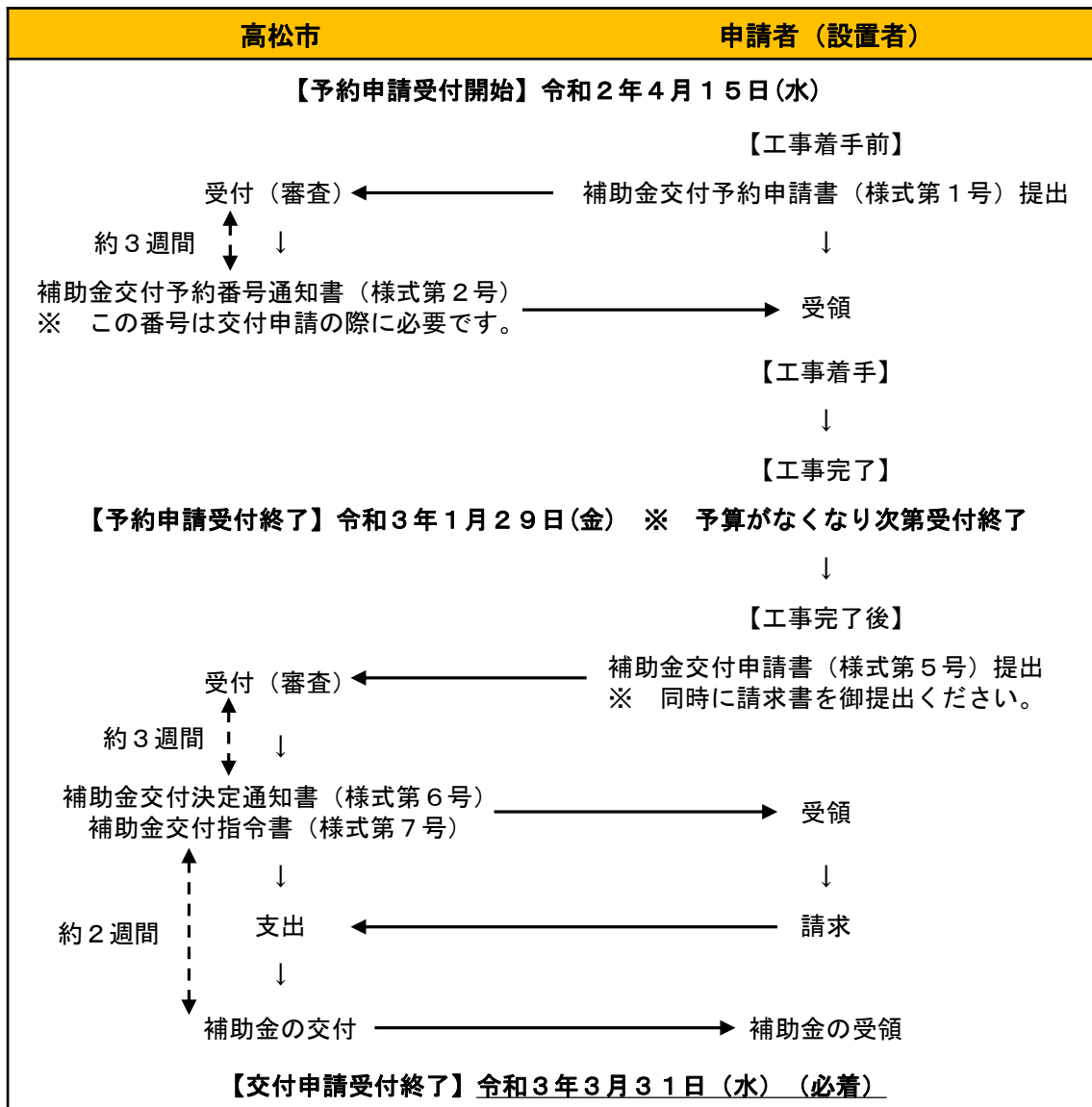
☐ 請求書【申請書と同じ印鑑を必ず押印してください。】

※ 補助金交付申請書を提出する時に請求書を併せて提出していただきますが、請求書の提出に関わらず、補助金は市が審査の上、交付決定したものについて支払われます。

その他

- (1) 受付期間を過ぎたものや書類不備等の場合は、補助金を交付できません。
- (2) 工事着手後は翌年度以降で再度の予約申請はできませんので御注意ください。
- (3) ここで紹介した内容は概要です。詳しくは要綱を御覧ください。

補助金交付申請手続きの流れ



お知らせがある場合は、市ホームページに掲載しますので、そちらも御確認ください。

【お問合せ先】

高松市環境局環境総務課地球温暖化対策室

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

TEL：(087) 839-2394 FAX：(087) 839-2390

メール：kankyou_s@city.takamatsu.lg.jp

高松市太陽光発電システム等設置費補助制度（住宅用）【補足事項】

加算額の交付の判断

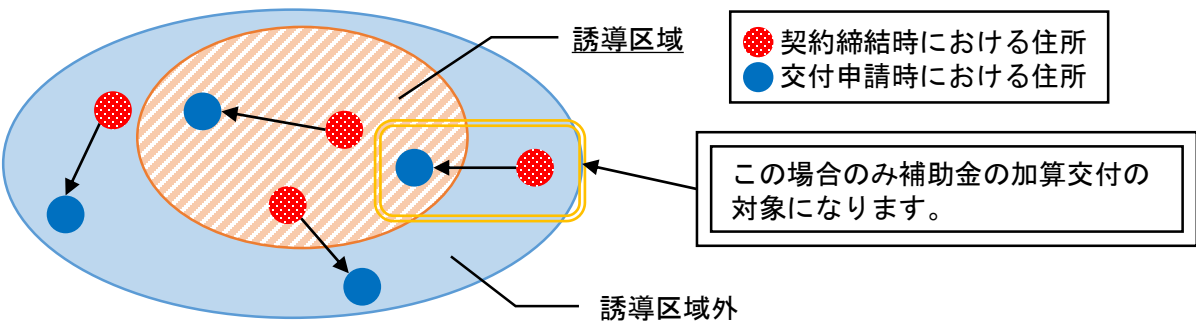
居住誘導区域（以下「誘導区域」という。）外に在住の方が、誘導区域内に、新たに建設し、若しくは購入する住宅に太陽光発電システム等を設置する場合、又は太陽光発電システム等付き住宅を購入した場合において、補助金を加算して交付するものです（以下の表を参照）。

つきましては、予約申請時に申請者住所及び設置予定場所の対象区域の該当の有無について、御確認いただきますようお願いいたします。

区分	契約締結時における住所	交付申請時における住所
新たに建設する住宅の場合 （様式第1号別紙の住宅の区分における「ア 新築又は購入をする住宅」）	住宅の工事請負契約及び発電システム等の設置工事請負契約の締結時に、申請者の住所が誘導区域外にあること。	発電システム等を設置した住宅が誘導区域内に所在し、申請者が当該住宅に居住していること。
購入する住宅に新たに太陽光発電システム等を設置する場合 （様式第1号別紙の住宅の区分における「ア 新築又は購入をする住宅」）	不動産売買契約及び発電システム等の設置工事請負契約の締結時に、申請者の住所が誘導区域外にあること。	
太陽光発電システム等付きの建売住宅を購入する場合 （様式第1号別紙の住宅の区分における「イ 発電システム等付き住宅」）	不動産売買契約の締結時に、申請者の住所が誘導区域外にあること。	

【備考】 ※ 以下のいずれの場合も加算額の交付の対象とはなりません。

- 住宅の建替の場合は、様式第1号別紙の住宅の区分は「ア 新築又は購入をする住宅」を、住宅の増築（カーポート等の増設を含む）の場合は、様式第1号別紙の住宅の区分は「ウ 既築住宅」をそれぞれ選択してください。
- 契約締結時の住所と設置場所の住所が同じで、太陽光発電システム等の設置に係る工事のみを行う場合は、様式第1号別紙の住宅の区分は「ウ 既築住宅」を選択してください。



お問合せ先

- 【居住誘導区域について】 都市計画課住宅・まちづくり推進室（８３９－２１３６）
※ 市ホームページの「たかまっぷ」でも御確認いただけます。
- 【補助金の申請等について】 環境総務課地球温暖化対策室（８３９－２３９４）

高松市太陽光発電システム等設置費補助制度（住宅用）の注意事項

各様式の以下の部分について、記載漏れ・記載間違いのないようお願いいたします。
なお、記載間違いの場合は訂正印が必要となるため特に御注意ください。

様式第3号（第7条関係）の注意事項

様式第3号（第7条関係）

（宛先）高松市長

申請者 住所
氏名
電話番号

高松市太陽光発電システム等設置費補助金交付予約 変更 申請書 中止

令和2年4月15日付け高環総第1号により、交付予約番号の通知を受けた
 付の予約について、次のとおり変更・中止をしたいの
 置費補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請し

1 交付予約番号
2-100

2 変更の場合のその内容

発送日と発送番号が一致

様式第2号（第6条関係）

高環総第1号
令和2年4月15日

〇〇 〇〇 様

高松市長 大西 秀 人

高松市太陽光発電システム等設置費補助金交付予約番号通知書

令和2年4月1日付けで申請のあった高松市太陽光発電システム等設置費補助金の交付の
 予約については、適当と認め、高松市太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱（以下「要
 綱」という。）第6条第2項の規定により、次のとおり通知します。

また、この通知によって、補助金の交付の決定をするものではありません。要綱第3条第
 3項に滞納がないことの補助対象者の要件については、高松市太陽
 光発電システム等設置費補助金交付申請書（様式第5号）の提出後、審査を行います。その時点
 で要件を満たさない場合や、提出期限内に高松市太陽光発電システム等
 設置費補助金交付申請書を提出しない場合は、補助金は交付しません。

交 付 予 約 番 号	2-100 番
受 付 年 月 日	令和2年4月1日
	130,000円 (補助金交付申請予定額の内訳)
	基本額 130,000円

交付予約番号が一致

様式第5号（第8条関係）の注意事項

様式第5号（第8条関係）

（表）

（宛先）高松市長

申請者 住所
氏名
電話番号

高松市太陽光発電システム等設置費補助金交付申請書

令和2年4月15日付け高環総第1号で通知を受けた補助事業が完了したので
 太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係
 て補助金の交付を申請します。

また、この申請に伴い、市において、私の住民票及び市税の納付状況を確認
 いて同意します。

申 請 年 度	令和2年度
交 付 予 約 番 号	2-100
発 電 シ ス テ ム 等 の	高松市

発送日と発送番号が一致

様式第2号（第6条関係）

高環総第1号
令和2年4月15日

〇〇 〇〇 様

高松市長 大西 秀 人

高松市太陽光発電システム等設置費補助金交付予約番号通知書

令和2年4月1日付けで申請のあった高松市太陽光発電システム等設置費補助金の交付の
 予約については、適当と認め、高松市太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱（以下「要
 綱」という。）第6条第2項の規定により、次のとおり通知します。

また、この通知によって、補助金の交付の決定をするものではありません。要綱第3条第
 3項に滞納がないことの補助対象者の要件については、高松市太陽
 光発電システム等設置費補助金交付申請書（様式第5号）の提出後、審査を行います。その時点
 において、補助対象者の要件を満たさない場合や、提出期限内に高松市太陽光発電システム等
 設置費補助金交付申請書を提出しない場合は、補助金は交付しません。

交 付 予 約 番 号	2-100 番
受 付 年 月 日	令和2年4月1日
	130,000円 (補助金交付申請予定額の内訳)
	基本額 130,000円

交付予約番号が一致